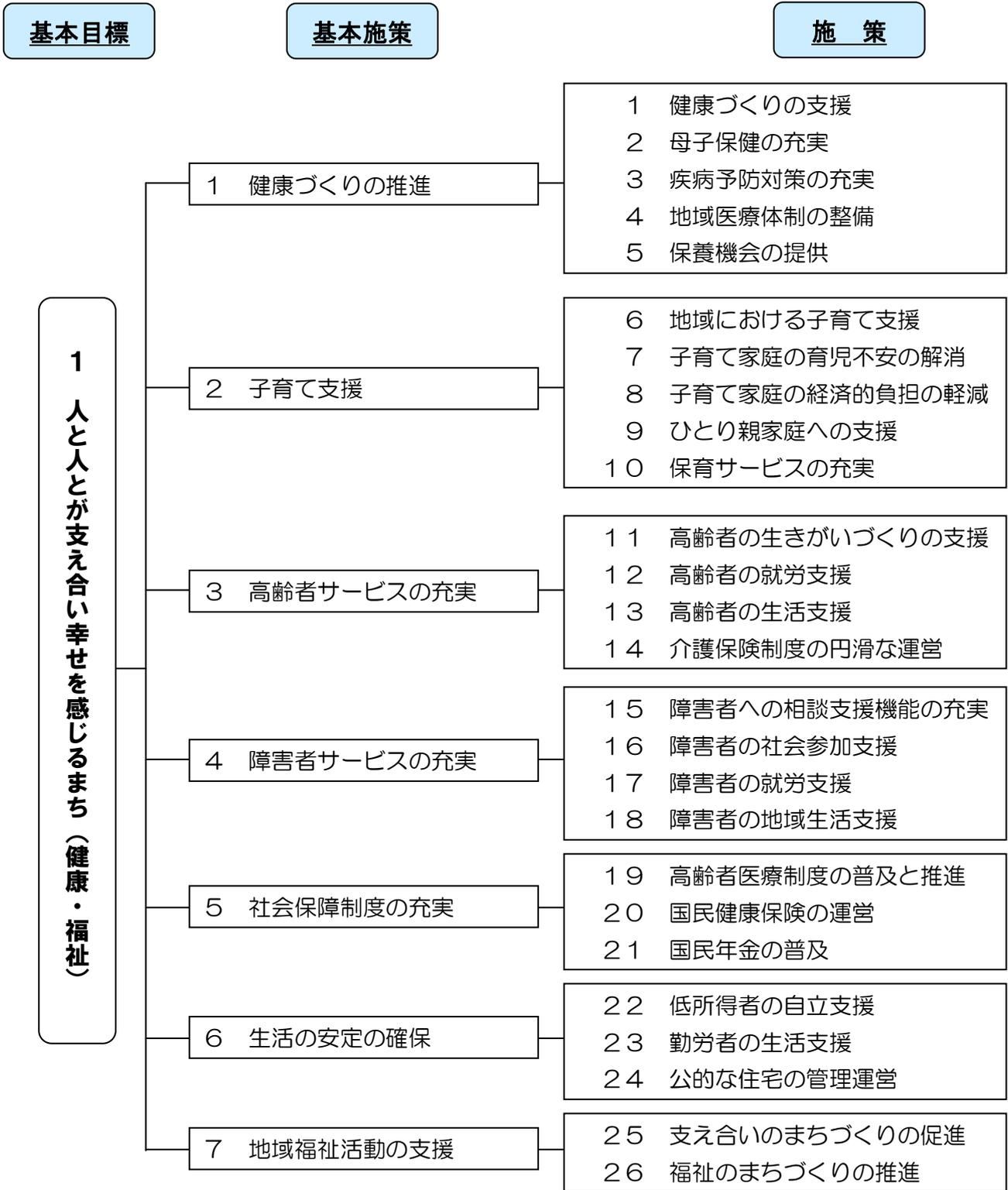


前期基本計画素案（健康・福祉、都市基盤・産業、行財政運営分野）

I 分野別の施策
1 人と人との支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）



1 健康づくりの推進

施策1 健康づくりの支援

(1) 現状と課題

健（検）診事業や個別の相談を通じて、疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握することで、自らの健康に関心を持つ市民が増え、健康づくりの意識は高まっています。また、口の健康や栄養についての関心も高く、生涯にわたり継続して取り組む必要があることから、日常生活における地道な取組が重要です。しかし、現状は健診受診後の保健指導の受診率は低く、生活習慣の改善に至っていません。病気にかかる前の一次予防に重点を置き、年代別の生活状況に合った取組の必要性についてさらに周知していく必要があります。

(2) めざす姿

生活習慣病の予防、歯と口の健康づくりなど健康に関する正しい知識の普及が図られ、適切な教育や支援を行うことにより、「自らの健康は自らがつくり守る」という認識が高まっています。また、心身に障害や健康上の課題を抱えていても生活の質が高く、いきいきと暮らしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合(%)	8020運動といわれるものであり、80歳で20本以上の自分の歯を有する市民の増加を目指します。	31.7% (H23年度)	40.0%
健診受診後の保健指導の応募率(%)	特定健診、成人検診の保健指導対象者のうち受講を希望する人の平均です。健診の結果に基づき必要に応じて専門スタッフによる保健指導を受ける市民の増加を目指します。	特定健診 34.0% 成人検診 28.4% ⇒平均31.2% (H22年度)	33.0%

市民に期待すること

- ・市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康づくりの意識を高める。年代別の生活状況に合った取組を、生涯にわたって継続する。

(3) 施策の方向性

- ・市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識し、健康意識をさらに高めるための啓発活動を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
健康管理支援事業	<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する知識の普及などを目的に講座を実施します。(H26～H29)・健康に関する個別の相談に常時応じられるように、保健師などの専門職を配置して、面接・電話による相談に応じます。(H26～H29)・講演会や元気いっぱいサポーターの取組を通して、健康ふちゅう21を推進します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.8億円

1 健康づくりの推進

施策2 母子保健の充実

(1) 現状と課題

母子の健康管理と乳幼児の健全育成のため、健診事業や相談、各種教室など実施していますが、育児不安が強かったり望まない妊娠がみられるなど、妊娠期から支援を要する妊婦を把握し支援につなげることが虐待防止の観点からも重要性を増しています。

保健師や助産師など様々な専門職が連携して事業を実施していますが、部や課を超えて情報共有し（子育て支援課、子ども家庭支援センターなど）、医療機関と連携しながら個々のケースに迅速に対応することが課題となるほか、職員の対人援助技術の向上も必要です。

(2) めざす姿

母子の保健指導や健康診査を通じて、母子ともに健康が保持増進されるとともに、育児にいきいきと取り組み、乳幼児が心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
乳幼児健診の受診率(%)	乳幼児健診を通じ、健やかな発育・発達のための保健指導、及び支援が必要な母子の早期把握を行い、関係機関と連携して支援につなげます。増加を目指します。	95.8% (3~4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率(平均値)) (H23年度)	100.0%
定期予防接種の接種率(%)	予防接種により、感染症による重篤な疾患を予防します。市全体で一定の接種率を確保することで、より効果的な感染症対策につながります。増加を目指します。	86.2%(予防接種法に基づく定期予防接種の平均接種率) (H23年度)	90.0%

市民に期待すること

- ・地域ぐるみで子育て中の家庭を支援する。
- ・母子保健に関する意識を高め、育児不安など相談しやすい環境を育む。

(3) 施策の方向性

- ・子どもの健全育成に大きく影響を与える母親の健康支援や、子どもに対する健診事業や予防接種事業が円滑に行われるよう、協力医療機関との連携強化と充実をはかります。
- ・母子保健衛生に関する適切な情報発信を様々な機会を通じて行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
母子健康づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の適切な時期に各種健診を行い、発育と発達、疾病の早期発見と早期治療につなげ、保健指導を行います。(H26～H29)・妊婦健康診査の公費負担により、妊娠期の健康管理の充実を図ります。(H26～H29)
乳幼児予防接種事業	<ul style="list-style-type: none">・感染の恐れのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 27億円

1 健康づくりの推進

施策3 疾病予防対策の充実

(1) 現状と課題

市では、国民健康保険加入者が受診する特定健康診査、後期高齢者医療健康診査のほか、成人健康診査、若年層健康診査を実施していますが、健診受診率は低く、疾病の予防対策としての効果を期待するのは難しいのが現状です。がん検診の受診率も低く、早期発見・早期治療の重要性をさらに周知していく必要があります。

(2) めざす姿

各種健（検）診事業を通して、生活習慣病やがんをはじめとした疾患などの早期発見の機会が提供され、結果に応じて医療機関への受診をはじめとした必要な健康指導が行われています。

また、健康管理に関する正しい知識や、健康についての認識を自覚し、充実した生活を行っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
定期健（検）診受診率（%）	特定健診、後期高齢者医療健診、成人健診、若年層健診など、市が実施する健診を受ける人の割合。受診率増加を目指します。	25.6% (H23年度)	28.0%
がん検診受診率（%）	市が実施するがん検診を受診した市民の割合です。受診率の増加を目指します。 (根拠法に基づいて実施している、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の受診率の平均)	4.1% (H23年度)	8.0%

市民に期待すること

- ・生活習慣病やがんをはじめとした疾患などは早期発見が重要であるとの認識を高め、各種健（検）診の機会を活用して疾病予防に努める。

（３）施策の方向性

- ・健診事業・がん検診事業については、その効果や重要性が広く認められており、定期的な受診に結びつけていくため、今後さらに周知に努めます。
- ・また、医療機関や検査機関などの協力のもと、実施体制を充実し、事業の質の向上や維持に努めるとともに、限られた予算の中での実施にあたり、より多くの市民に受診機会を提供するため、健診費用の自己負担について検討します。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
健康診査事業	・生活習慣病の予防などのため、成人健康診査や若年層健康診査を実施します。(H26～H29)
各種疾病検診事業	・健康増進法に基づき、胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診を実施します。(H26～H29)
歯科検診事業	・成人歯科健康診査（歯周疾患健診を含む）を実施し、歯の喪失の防止、歯と口腔の機能の保持に努めます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 26億円

1 健康づくりの推進

施策4 地域医療体制の整備

(1) 現状と課題

一般医療機関の休診時の応急医療機関としての休日・夜間診療の重要性は高く、また、「かかりつけ医」の定着を促進するため、市内医療機関に関する情報提供を充実させる必要があります。

また、災害発生時に適切な医療サービスを提供するため、市内だけでなく、二次保健医療圏内においても関係機関との協力・連携体制の強化を図っていく必要があります。

(2) めざす姿

市民は、「かかりつけ医」を持つとともに、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる環境が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果(平成23年度)で把握した数値です。増加を目指します。	42.7% (H23年度)	45.0%
保健センターでの休日・夜間診療の実施体制(%)	医師会などの協力のもと、休日・夜間の診療を行っています。現状の体制を維持します。	100.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・「かかりつけ医」を持つなど、いざという時のための備えをする。

(3) 施策の方向性

- ・市内医療機関に関する情報提供を充実させ、「かかりつけ医」の定着促進を図ります。
- ・休日・夜間や災害発生時などにおいて、適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との協力・連携体制の強化を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
休日・夜間診療事業	・保健センターで休日・夜間診療を実施します。(H26～H29)
歯科医療連携推進事業	・障害者・在宅要介護者等の自身では歯科治療を受けることが困難な方や食べる機能の低下が気になる方を対象に、かかりつけ歯科医を紹介し、訪問の希望者には訪問歯科診療を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 3億円

1 健康づくりの推進

施策5 保養機会の提供

(1) 現状と課題

姉妹都市である佐久穂町に市民と姉妹都市及び友好都市の住民の保養の場として、市民保養所「やちほ」を設置し指定管理者制度により管理運営をしています。なお、市民保養所「やちほ」は、開設後約25年が経過しており、施設や設備の改修・交換が必要となっています。

(2) めざす姿

魅力ある市民保養所の運営に努め、市民に休養の場を提供することにより、心身のリフレッシュや健康増進が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
保養所の利用率(%)	年間利用可能定員数を利用人数で除した数です。増加を目指します。	34.5% (H23年度)	43.8%
保養所の稼働率(%)	年間利用可能部屋数を利用部屋数で除した数です。増加を目指します。	41.2% (H23年度)	46.5%

市民に期待すること

- ・保養施設を利用し、心身のリフレッシュや健康増進を図る。

(3) 施策の方向性

- ・市民保養所「やちほ」の管理運営に指定管理者制度を導入することで、施設の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図ります。また、地域の特性を活かした自主事業の実施や積極的なPR活動を展開することで、利用者の拡大を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
やちほ管理運営事業※	・指定管理者により市民保養所「やちほ」の管理運営を実施し、効果的な運営と利用者へのサービス向上を図っていきます。 また、指定管理者に対して、市民サービスの提供や事業展開、施設の適正な管理について確認・指導を行っていきます。 (H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

※「やちほ管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

2 子育て支援

施策6 地域における子育て支援

(1) 現状と課題

在宅で子育てをする家庭を対象に、市立保育所・私立保育園では、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を実施しています。また、子育てひろば事業を保育士により実施し、参加している保護者の子育て相談に対応するとともに、子育てひろば活動を実施する団体への活動の支援を行っています。

地域の保育所や市民団体、子育てボランティアなどの社会資源の有効活用や連携を図り地域全体での子育てを推進するなかで、取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における支援体制の再構築を検討することが必要となっています。

(2) めざす姿

身近なコミュニケーションの場において地域と子育て家庭が日常的に触れ合うことにより、地域全体で子どもを育てていく意識が形成されています。親子が孤立化することなく、安心して出産し、子育てできる環境が地域に整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して子どもを 生み育てることが できると感じている 市民の割合(%)	市民意識調査の結果です。増加を目指します。	41.1% (H23年度)	50.0%

市民に期待すること

- ・子育てしやすい地域環境を作るために、市民同士で交流し、地域の繋がりを強める。
- ・地域全体で子どもを育てていくという意識を持って自ら主体的に子育てに関する行動を起こす。

(3) 施策の方向性

- ・子育てひろば事業などにより、地域での親子交流や、在宅で子育てする母子の交流の機会を提供するとともに、地域の保育所や市民団体、子育てボランティアなどの社会資源の有効活用や連携を図りながら、地域全体での子育てを支援していきます。また、こうした取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における支援体制の再構築を検討します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
子育てひろば活動事業	・私立保育園やNPO法人、市民のボランティアによる子育てひろばを実施するとともに、地域で子育てひろば活動を行う市民団体の支援を行っていますが、今後、地域における支援体制の再構築を検討します。(H26～H29)
地域子育て支援事業	・市の保育士への相談や保護者同士の情報交換、親子の交流ができる場を提供するひろば事業を実施していますが、今後、地域における支援体制の再構築を検討します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

2 子育て支援

施策7 子育て家庭の育児不安の解消

(1) 現状と課題

子育てへの不安や精神的な不安から児童虐待にいたるケースが増える中で、少しでも保護者の不安を解消するため、インターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して子育てに関する情報を提供し、子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子ども家庭支援センター「たち」で専門相談員が子育ての相談に対応していますが、一人で悩んでいる方も多く、その実態の把握が困難な状況にあります。

支援が必要な家庭に対して、子育てに関わる関係機関との連携により、家庭訪問や各種サービスの提供などで支援を行っていますが、関連機関との連携をさらに深めることで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ることが重要です。

(2) めざす姿

子育てに関する情報の入手や相談がしやすい環境が整備されることにより、子育て中の保護者や妊婦の抱える子育てへの不安や精神的な不安が緩和・解消されるとともに、児童虐待が予防され、その重篤化が未然に防がれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
児童虐待により入院及び死亡した件数(件)	児童虐待により、入院や死亡した件数です。	0 (H23年度)	0
市民に対する児童虐待防止の普及・啓発活動を行った回数(回)	児童虐待を防止するため、市民に対して普及・啓発活動を行った回数です。	1 (H23年度)	2
母子手帳を交付した妊婦で、要支援妊婦として支援に繋がった割合(%)	母子健康手帳を交付した妊婦の内、要支援妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)として、子ども家庭支援センターや関係機関の支援につながった割合です。	6.0% (H23年度)	6.0%以上

市民に期待すること

- ・責任ある大人として一人ひとりの子どもを愛情を持って見守る。
- ・親同士での情報交換など、子育てに関する情報へのアンテナを張る。

(3) 施策の方向性

- ・インターネットや情報誌などの多様な媒体を活用し、子育てに関する情報提供を行います。
- ・子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話での相談を受け付けるなど、気軽に相談ができる場所を設け、育児不安や精神的不安の解消に努めます。
- ・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、支援が必要な家庭に対してきめ細やかな支援を行っていくことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
児童虐待防止事業	・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。また、児童虐待防止に関する普及啓発への取組を進めます。(H26～H29)
育児不安解消支援事業	・子育てに悩む家庭や出産前後の家庭への訪問サービス、子育てに関する情報の提供やプログラムの実施など、きめ細やかな支援により育児不安の解消を図ります。(H26～H29)
子どもと家庭の総合相談事業	・子ども家庭支援センターでの子どもと家庭の総合相談を継続して実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.8億円

2 子育て支援

施策8 子育て家庭の経済的負担の軽減

(1) 現状と課題

子育てにかかる多大な費用の軽減を図るため、現在、児童手当は中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給しています。なお、児童手当は所得制限がありますが、その制限を超えている家庭も対象として支給しています。また、児童への医療費助成制度においては、保護者の所得に関係なく、乳幼児から義務教育就学期までの児童を対象に助成を行っています。

なお、今後も引き続き国や都の動向に注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

(2) めざす姿

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費を助成することで、経済的負担が軽減され、市民が子どもを産み、育てやすい環境となっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中市の合計特殊出生率 (人口動態統計)	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。増加を目指します。	1.35 (H22年度)	増加

市民に期待すること

- ・市の取組に関心を持ち、国や都の子育て支援施策の見直し等の変更があった場合には、適切に対応する。

(3) 施策の方向性

- ・引き続き児童手当の支給及び医療費の助成を行い、子育て中の家庭に対し、経済的な支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
児童手当支給事業	・国の動向に注視しつつ、適正に児童手当を支給します。(H26~H29)
子育て家庭医療費等助成事業	・引き続き義務教育修了前の児童について、保険診療の自己負担分を助成します。(H26~H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 237億円

2 子育て支援

施策9 ひとり親家庭への支援

(1) 現状と課題

離婚の増加やDV(ドメスティック・バイオレンス)による被害者の増加など、様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、平成20年の市民意向調査では、ひとり親家庭の4割以上がパート、アルバイト雇用となっています。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心した生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図り、サービスの活用と併せ、ハローワークとの連携により、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

(2) めざす姿

ひとり親家庭が、個々の実情に即した各種手当や相談、ホームヘルプなどのサービスを活用しながら生活力を向上し、安定した就労と収入により、経済的・精神的に自立した生活が営まれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
ひとり親家庭ホームヘルプサービスの登録世帯数(世帯)	ひとり親家庭への日常生活の世話等必要なサービスを行うホームヘルパーの派遣を希望する登録世帯数です。就労する機会が増えれば、登録世帯も増えることとなります。増加を目指します。	87世帯 (H23年度)	105世帯
児童扶養手当受給者のうち就労に関する証明を提出した者の割合(%)	児童扶養手当は、ひとり親家庭が受給できる手当です。ひとり親家庭への自立へ向けた支援が充実すれば、就労する受給者の割合が増えることとなります。	79.8% (H23年度)	80.0%
母子自立支援プログラムの策定数(件)	母子家庭への就労支援事業である母子自立支援プログラムの策定数です。策定数が増えると就労・自立につながる母子家庭が増えることとなります。増加を目指します。	21件 (H23年度)	33件

市民に期待すること

- ・市の取組に関心を持ってもらう。
- ・講習会やセミナー等に積極的に参加する。
- ・自立に向けて就労意識を高めてもらう。

(3) 施策の方向性

- ・自立を支援するための相談機能を充実し、各種手当による経済的負担の軽減に努め、生活支援を行います。
- ・経済的に自立し、安心した生活が送れるようにするために就労支援や生活支援に関する情報提供を積極的に行います。
- ・ハローワークと連携をして、職業訓練などの就業支援に結びつけ、安定した収入と継続した就業が維持できるよう支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
ひとり親家庭対象手当支給事業	・国・都の動向を注視しつつ、適正に手当を支給します。(H26～H29)
ひとり親家庭自立支援事業	・ひとり親家庭に対して、ホームヘルパーの派遣等の自立に向けた支援を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 60億円

2 子育て支援

施策10 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

保育需要が高く推移する中、需要に応えるため、新たな保育所・分園の開設や定員増などを行い、待機児童の解消に努めてきました。しかしながら、転入者の増加等により保育需要が増加し続けており、待機児童を解消するに至っていません。また、延長保育時間の拡大や一時預かり・特定保育、病児保育などの多様な保育サービスが求められています。将来的には子どもの人口減少が想定されることを踏まえつつも、これらの保育需要に地域ぐるみで対応することが課題です。

(2) めざす姿

働きながらの子育てなど様々な家庭の事情に対して、多様な保育制度が整い、子どもを安心して生むことができ、子どもたちがいきいきと心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
保育所入所待機児童数(人)	様々な家庭の事情などにより、保育が必要な対象者が保育所に入所できているかを測定します。待機児童の解消を目指します。	182人 (H24年度)	0人
午後8時まで延長保育を実施する施設数(施設)	市内のすべての私立保育園での実施を目指します。	9施設 (H24年度)	13施設
一時預かり・特定保育を実施する施設数(施設)	市内の認可保育所のうち、一時預かり・特定保育を実施する施設数の増加を目指します。	14施設 (H24年度)	16施設

市民に期待すること

- ・民間活力により多様な保育サービスを提供する。
- ・地域支援による見守りや子育て中の家庭を支援する。
- ・地域の子育てネットワークの充実を図る。

(3) 施策の方向性

- ・待機児童の解消に向けて、私立保育園や認証保育所の整備・新設を支援します。また、家庭的保育事業の拡充に努めます。
- ・多様な主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児保育などの保育サービスの充実に努めます。
- ・市立保育所が拠点となり、地域支援の仕組みづくりや保育所の役割・機能について研究し、市民が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
私立保育所運営支援事業	・保育に欠ける児童を適切に保育が行えるように、私立保育所へ運営費の支弁等を行って、待機児童の解消のため定員増を図ります。(H26~H29) ・延長保育時間について利用者ニーズに対応し適切な支援を行います。(H26~H29)
一時預かり・特定保育、病児保育事業	・一時預かり・特定保育及び病児保育を継続的に実施し、市民ニーズに対応します。なお、一時預かり・特定保育については市内の認可保育所に機会をとらえて働きかけ、実施施設の増加を目指します。(H26~H29)
待機児解消事業※	・認可保育所及び認証保育所の新規開設を行い、待機児童の解消を図ります。(H26~H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 167億円

※「待機児解消事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

3 高齢者サービスの充実

施策11 高齢者の生きがいづくりの支援

(1) 現状と課題

近年の高齢者は、健康で活動的な方が多いため、多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいをもって活躍できる環境づくりが求められています。

一方、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が憂慮されており、本市においても、急増する高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などへの支援策の構築が急務となっています。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康と生きがいづくりに資する環境整備に努めることはもちろんですが、元気な高齢者には地域における支え合いの体制づくり、地域づくりを推進する中でも活躍してもらえよう取組を進める必要があります。

(2) めざす姿

元気な高齢者が、それぞれ培った知識や経験、技術を生かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍しています。また、これらの元気な高齢者を中心として、地域における支え合いの体制が構築されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
老人クラブへの加入率(%)	老人クラブ会員数を60歳以上の府中市人口で除した数です。 府中市は26市平均値よりも高いことから、現状値を維持します。	11.1% (H23年度)	12.0%
シルバー人材センターへの入会率(%)	シルバー人材センター会員数を60歳以上の府中市人口で除した数です。 府中市は26市平均値よりも低いことから26市の平均値を超える水準を目標とします。	2.9% (H23年度)	3.0%

市民に期待すること

- ・高齢者は、元気で活動的な生活を送れるよう、また、いきいきと、充実した高齢期を過ごせるよう、地域貢献活動に参加する機会や、地域コミュニティ等、多様な場へ社会参加を図り、介護予防につながるような取組を積極的に行う。

(3) 施策の方向性

- ・高齢者の知識や経験を生かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、多様な価値観やライフスタイルに合わせた支援を行います。また、地域住民が主体となった支え合いの体制づくり、地域づくりを促進するため、情報提供等の支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
高齢者地域支え合い事業	・高齢者が要介護状態やひとり暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らせるよう、地域における支え合いの体制を築き、地域づくりへとつなげていきます。(H26～H29)
老人クラブ補助事業	・老人クラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の加入を促進し、もって高齢者が明るく健全な生活を送ることができるように支援します。(H26～H29)
シルバー人材センター支援事業	・シルバー人材センターが行う高齢者の就労に関する事業に対して補助を行うことにより、シルバー人材センターへの加入を促進し、もって高齢者が生き生きと働き、地域社会で活躍できる環境を整えます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

3 高齢者サービスの充実

施策12 高齢者の就労支援

(1) 現状と課題

厳しい経済状況などにより就職率は下がっていますが、高齢者の就労意欲は高く多くの高齢者が就労を求めています。しかし、高齢者の就労機会の確保は厳しい状況にあります。また、団塊の世代が定年退職を迎えることから、受け皿の確保や多様化する希望職種への対応が課題となっております。

(2) めざす姿

働く意欲のある高齢者が、就労相談や就業機会の提供を受け、高齢者が豊富な知識と経験を生かして、積極的に地域で活躍しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
就職率(%)	就職者数を新規求職者数で除した数です。増加を目指します。	32.0% (H23年度)	36.8%

市民に期待すること

- ・多くの高齢者が就職できるよう、企業の協力を得る。

(3) 施策の方向性

- ・高齢者の就業支援を行っている公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することにより、就労を希望する高齢者へのきめの細かい就業相談や多様な職種への就労を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度 of 取組
補助金 はつらつ高齢者 就業機会創出支援事業	・高齢者の就労支援を行っている公社の運営を支援することで、就労を希望する高齢者の就労を図ります。(H26～H29) <u>4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.8億円</u>

3 高齢者サービスの充実

施策13 高齢者の生活支援

(1) 現状と課題

地域包括支援センターを拠点とする地域包括ケアシステムの構築に向けた、行政・医療機関・市民・関係機関・事業者・企業等の連携強化、在宅療養支援体制の整備、地域住民の主体的なネットワークづくりや活動の支援が課題となっています。

介護保険制度を円滑に運営することにより、在宅生活の全般を支援していますが、さらなる福祉施策の展開のために、制度で不足するサービスを補いながら、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活支援の充実に努めていくことが課題となっています。

(2) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援サービスに加え、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供されるとともに、地域住民が主体的に様々なネットワークを作り、市やNPO、民間等とも協働した身近な地域の支え合いが行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
認知症サポーター「ささえ隊」養成人数(人)	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症を正しく理解し、本人と家族を応援する認知症サポーター「ささえ隊」の養成講座の受講者数です。増加を目指します。	4,422人 (H24年度) (75歳以上人口:22,448人)	6,416人
災害時要援護者名簿登録指数(%)	災害時要援護者名簿登録者数を75歳以上人口で除いたものです。数値が減少しないよう、登録漏れをなくすよう努めます。	35.6% (H23年度)	38.0%
自立支援住宅改修給付件数(件)	住宅改修などが必要と認められるおおむね65歳以上の方に対して、手すりの取付け及び浴槽などの取替え等の改修に対し助成を行い、住環境の改善を支援します。	110件 (H23年度)	140件

市民に期待すること

- ・市民は地域の社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすように努める。
- ・介護サービス事業者等の民間事業者・NPO等は高齢者への生活支援について、有償・無償のサービスにより提供する。

(3) 施策の方向性

- ・要介護状態にならないための介護予防をはじめ、介護や支援が必要になっても、生活全般の支援を地域で完結させる機能を目指した「地域密着型サービス」などにより、在宅生活が継続できるよう、行政や市民、関係機関等で連携しながら、高齢者の在宅生活を支援します。
- ・地域医療をはじめ、様々な社会資源との連携による、地域包括ケアシステム*を構築するとともに、地域住民主体の自助と互助を基本とした、地域の支え合い体制の構築を目指します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
在宅高齢者住環境改善支援事業	・住宅改修を通じて在宅での住環境の改善を支援します。(H26～H29)
認知症対策事業	・認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。(H26～H29)
高齢者災害時対策事業	・災害時要援護者名簿への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

※「地域ケアシステム」とは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援サービスなどや住まいに関することなどを一体的に考え、対象者のニーズに合わせてサービスを提供するための地域での体制のことです。

3 高齢者サービスの充実

施策14 介護保険制度の円滑な運営

(1) 現状と課題

高齢化に伴い介護を必要とする要支援・要介護者の数が増え、介護サービスの利用量が増加しています。このため介護保険に要する費用が急速に増大してきたことから、介護保険の持続性を確保するために、財源の確保や介護保険サービスの効率化・適正化、サービスの拡充、サービスのさらなる質の向上が課題となっています。

(2) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が尊厳をもって住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
前期高齢者の要介護認定率(%)	65歳から74歳までの府中市人口に占める要介護(支援)認定者の割合です。減少を目指します。	4.7% (H23年度)	4.0%
介護保険サービスの周知度(%)	介護保険サービスの各内容について知っている市民の割合です。増加を目指します。	68.7% (H23年度)	75.0%
軽度認定者が重度化する割合(%)	更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。減少を目指します。	31.1% (H23年度)	25.0%

市民に期待すること

- ・市民は、介護保険の制度内容や介護方法などについての理解を深め、生活に活かす。
- ・介護事業者は介護保険の事業について、法令を遵守し適切なサービスを提供する。

(3) 施策の方向性

- ・介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護保険サービスの効率化、適正化を図ります。
- ・在宅生活を支えるための、地域に密着したサービスの整備をするとともに介護サービスの質の向上を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
介護保険運営事業	・介護保険制度の円滑な運営を図ります。(H26～H29)
介護保険給付事業	・居宅系サービス、施設系サービスの基盤整備を推進します。(H26～H29)
介護保険給付適正化推進事業	・円滑なサービス提供のために、利用者及び事業者対象の相談・助言を行う体制を強化します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 537億円

4 障害者サービスの充実

施策15 障害者への相談支援機能の充実

(1) 現状と課題

市が相談支援業務を委託する3つの地域生活支援センターが連携し、障害の種別にかかわらず、様々な相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は年々複雑化、相談件数も増加の一途をたどっているため、今後は、質・量ともに相談支援体制の更なる充実が必要となります。

(2) めざす姿

障害のある人やその家族からの様々な相談に応じる相談支援体制が整い、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービス利用への案内等、必要なときに必要な相談支援を受けることができます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
相談支援件数(件)	市民のニーズに対応した相談支援の件数です。相談件数の増加に対応し、相談支援機能の充実を目指します。	16,172件 (H23年度)	21,300件
指定一般相談支援事業者数・相談支援従事者数(か所・人)	相談支援の拠点となる、市が相談支援事業を委託する指定一般相談支援事業者数及び相談支援従事者数です。今後の需要に応じた数とします。	3か所・9人 (H24年度)	3か所以上・11人以上
指定特定相談支援事業者数(か所)	サービス等利用計画の作成及び基本相談支援の提供をすることができる指定特定相談支援事業者の数です。今後の需要に応じた数とします。	2か所 (H24年度)	17か所

市民に期待すること

- ・民間事業者は、相談支援業務へ積極的に参入し、障害のある人が、より身近な場所で相談支援を受けられるようにする。

(3) 施策の方向性

- ・市が委託する指定一般相談支援事業者における、相談支援従事者の育成・確保を支援します。
- ・指定特定相談支援事業者の指定及び指導・監督を行います。
- ・障害者等地域自立支援協議会の運営等により、相談支援事業者間の連携を強化できるよう、ネットワークを構築します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
障害者相談支援事業	・障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族への相談支援を充実します。(H26～H29)
障害者等地域自立支援協議会運営事業	・相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して協議します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

4 障害者サービスの充実

施策16 障害者の社会参加支援

(1) 現状と課題

障害のある人への偏見や差別をなくすため、障害者軽スポーツ大会や講演会等を実施して障害に関する偏見等を取り除き理解を深める機会を提供してきました。しかし、一見して障害があるとわからない場合や、難病・高次脳機能障害や発達障害など周知されていない障害も多く、さらなる啓発に努めていく必要があります。

また、障害のある方が社会へ出ていく手助けをするため、タクシー券やガソリン費の助成などを行ってきました。しかし、外出した際の周囲の理解や手助け不足等もあり、外出が億劫になり孤立する場合があります。社会参加が妨げられることのないようにサポート体制を整備する必要があります。

(2) めざす姿

障害の有無にかかわらず個性と人格が尊重され、差別のない平等なまちづくりができています。また、障害が原因となってやりたいことが制限されることなく、バリアフリーも進んでおり、積極的な社会参加が可能となっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
障害者地域交流促進事業参加者数(人)	障害者軽スポーツ大会、WaiWaiフェスティバル、プール開放の参加者数です。増加を目指します。	2,826人 (H23年度)	2,955人
移動・移送サービス利用者数(人)	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。利用者数の増加を目指します。	3,980人 (H23年度)	4,300人

市民に期待すること

- ・ 障害のある人に対する偏見をなくし、理解に努める。
- ・ 地域で困っている障害のある人がいる場合に積極的に声かけや手助けをする。
- ・ 地域の障害者施設で開催されている行事や、市主催の催し等へ積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 障害のある方もない方も参加できるようイベントや障害に関する講演会等を開催し、また、イベント等の情報を市民の方へ周知し参加を促していきます。
- ・ 外出に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
障害者地域交流促進事業	・ みんなで楽しむ軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルを開催します。(H26～H29) ・ 障害のある人に対するプール開放を行います。(H26～H29)
障害者自立移動支援事業	・ 福祉タクシー券の助成を行います。(H26～H29) ・ ガソリン等費用助成を行います。(H26～H29)
障害者奉仕者養成事業	・ 手話通訳者の養成を行います。(H26～H29) ・ 点字講習会を開催します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

4 障害者サービスの充実

施策17 障害者の就労支援

(1) 現状と課題

心身障害者福祉センターにおいて、障害者就労支援事業を実施していますが、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。関係機関との連携により一般就労を支援するとともに、就労の定着化を図ること、また、企業による障害のある人の雇用を促進する方策を拡大していくことが課題です。

(2) めざす姿

障害のある人も、障害のない人と同じ社会の一員として、自立して生活する社会が実現化し、安心して働ける環境が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
障害者就労支援事業による一般就労への移行者数(人)	障害者就労支援事業を利用し、一般就労した人の数です。増加を目指します。	20人 (H23年度)	26人
就労移行支援事業等事業の利用者数(人)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援等を行う、市内の就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者数です。増加を目指します。	408人 (H24年度)	500人

市民に期待すること

- ・事業者は積極的に障害のある人を雇用するための取組を行い、障害のある人が安心して仕事ができるよう支援体制をとる。

(3) 施策の方向性

- ・障害のある人をより多く一般就労へ移行することができるよう、障害者就労支援事業を継続していきます。
- ・企業による障害のある人の雇用を促進する方策の創出について検討します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度取組
障害者就労支援事業	・就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

4 障害者サービスの充実

施策18 障害者の地域生活支援

(1) 現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援などの事業を実施するほか、サービス基盤の整備のため、障害者福祉団体に対する財政面の支援をしてきました。しかし、ヘルパーや施設職員の人員不足から、障害のある人が希望する支援を受けられないことがあります。また、地域生活の基盤の一つとなるグループホーム数は十分とは言えません。

国や都の制度を最大限に活用しつつ、限られた財源の中でサービス基盤を充実し、さらなる関係機関との連携強化を図り、安定したサービス提供をしていくことが課題です。

(2) めざす姿

障害のある人が日常生活を送る上で不便を感じることはないような社会システムが形成され、障害のある人もない人も、本人が希望する地域で、安心・快適な生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉施設から地域生活への移行者数(人)	福祉施設から地域生活へ移行した人の数です。福祉施設入所者の地域生活への移行の増加を目指します。	2人 (H22年度)	4人
福祉施設への入居者数(人)	施設入所支援利用者数です。入所者数の増加をとどめるため、減少を目指します。	140人 (H22年度)	126人
市内のグループホームの定員数(人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループホーム(ケアホームを含む)の市内における定員数です。増加を目指します。	114人分 (H23年度)	145人分

市民に期待すること

- ・社会福祉法人等が不足する社会資源を把握し、制度改正に適切に対応しながら、サービス提供体制の充実を図る。
- ・市民は地域に障害のある人が居住することへの理解を深める。

(3) 施策の方向性

- ・障害者等地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。
- ・サービス提供事業者間の連携強化のため、ネットワーク構築を検討します。
- ・サービス提供事業者が適切なサービスを提供するよう、指導体制の整備を検討します。
- ・関係機関の連携により、障害のある人とその家族へのサポートを充実させ、本人及び家族の不安や負担の軽減に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
自立支援給付等事業	・障害のある人が社会生活を営むうえで必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練または就労のための技能習得訓練等サービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費について必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに自立を支援します。(H26～H29)
地域生活支援事業	・障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行い、障害のある人の地域生活・社会生活を支援します。(H26～H29)
日常生活支援事業	・住宅費などの助成や、はり・きゅう・マッサージ券の発行、寝具の乾燥消毒サービス等、日常生活に必要な支援を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 190億円

5 社会保障制度の充実

施策19 高齢者医療制度の普及と推進

(1) 現状と課題

急速な高齢化の進展に伴い、今後も高齢者の医療費の増加が予想されます。そのため更なる制度内容の周知や、確実な保険料の納付により医療制度を安定して運営していくことが必要となります。

また、今後の医療制度の改正内容や動向を市民に周知する必要があります。

(2) めざす姿

後期高齢者医療制度が円滑に運営されて、高齢者が病気や怪我などをしたとき、最適な医療を安心して受けることができます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
後期高齢者医療制度保険料収納率(%)	後期高齢者医療制度保険料の収納率です。東京都内の平均値以上を維持することを目指します。	98.8% (H23年度)	99.0%

市民に期待すること

- ・医療制度の内容を理解するとともに、各種手続きや保険料の納付を確実に行う。

(3) 施策の方向性

- ・制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携をとり、医療制度の内容を広く広報等を活用し周知するとともに、市が行う受付業務や保険料徴収などを円滑かつ適切に行うことにより、安定した制度運営を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
後期高齢者医療保険料徴収事業	・後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。(H26～H29)
後期高齢者医療制度運営費負担事業	・後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費を負担します。(H26～H29)
後期高齢者健康診査事業	・後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の抑制のため、広域連合から委託を受け、健康診査を実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 241億円

5 社会保障制度の充実

施策20 国民健康保険の運営

(1) 現状と課題

国民健康保険加入者の高齢化や、医療の高度化などによる医療費の急速な伸びは、国民健康保険の財政基盤となる保険税収入を上回っているため、保険税収納率の向上に努め、国民健康保険の安定した運営を行っていくことが重要です。

また、重複受診者の調査・指導により、医療費を適正化するとともに、特定健康診査・特定保健指導による保健事業の強化を図り、生活習慣病の早期発見や予防による将来的な医療費抑制が必要となります。

(2) めざす姿

納税しやすい環境の整備により、収納率が向上し、健全で安定した国民健康保険の運営が行われ、国民健康保険加入者に対する給付内容が充実しています。

また、特定健康診査・特定保健指導の強化により、生活習慣病の早期発見・予防が徹底され、医療費が抑制されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
国保税収納率(%)	国保税現年度分の調定額に対する収入額の割合の増加を目指します。	88.7% (H23年度)	90.3%
特定健康診査等受診率の向上(%)	特定健康診査・特定保健指導の周知や未受診者に対する勧奨により受診率の向上を図り、国が定める目標値達成を目指すとともに、糖尿病などの予防による将来的な医療費の抑制に努めます。	51.9% (H23年度)	60.0%

市民に期待すること

- ・納税時の口座振替や納税相談を積極的に活用し、納税をする。
- ・特定健康診査・特定保健指導を積極的に受診し、糖尿病などの早期発見により、医療費抑制を図る。

(3) 施策の方向性

- ・納税時の口座振替の利用拡大や、納税相談体制の強化・充実を図ることにより、納税しやすい環境づくりを行い、収納率の向上を図ります。
- ・重複受診者への調査・指導を行うことにより、医療費を適正化するとともに、特定健康診査・特定保健指導の保健事業を強化し、生活習慣病の早期発見・予防をすることによって、将来的な医療費の抑制に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
国民健康保険趣旨普及宣伝事業	・納税通知書発送時に、国保だよりと同封文を2年に1度の保険証一斉更新時には小冊子を同封して、国民健康保険制度について周知します。(H26～H29)
国民健康保険保険給付事業	・国民健康保険被保険者の適切な医療の確保を図り、医療費の適正化を推進します。(H26～H29)
国民健康保険疾病予防事業	・生活習慣病等の早期発見と被保険者の健康を保持・増進し、医療費の適正化につなげ、将来的な医療費の抑制を図ります。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 640億円

5 社会保障制度の充実

施策21 国民年金の普及

(1) 現状と課題

国民年金制度は、少子高齢化、保険料納付率の低下、給付と負担の不公平感、若年層の年金に関する関心の低さなど、様々な問題を抱えており、年金制度の抜本的な改革、制度改正等が見込まれています。市民への制度改正等の周知、相談体制の整備が必要となっています。

(2) めざす姿

国民年金が老後の生活を支える重要なものとして理解され、年金制度が普及することで、市民は安定した老後の生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
国民年金被保険者数	20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の人数です。	38,435人 (H23年度)	38,665人
国民年金保険料の納付率	国民年金保険料現年度分の納付率です。増加を目指します。	58.6% (H23年度)	60.0%

市民に期待すること

- ・国民年金制度を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、保険料を確実に納め（※納付が困難な方は免除制度等を利用）、未納がないように努めることで、将来、確実に年金を受給できる権利を確保する。

（３）施策の方向性

- ・国民年金に対する不安を解消するために、制度に対する市民の信頼の確保に努めることが必要とされます。市民が老後に安心した生活を送れるよう、現行の制度を理解していただき、今後行われる制度改正などの内容については、年金事務所等とも連携をとりながら情報提供を行うとともに、窓口での相談業務の充実を図り、制度の趣旨の普及に努めます。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
年金窓口相談事務	・国民年金制度に対する不安を解消するためにも、年金相談を通じて周知徹底を図ります。（H26～H29）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 〇円

6 生活の安定の確保

施策22 低所得者の自立支援

(1) 現状と課題

高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、生活保護受給世帯は増加を続けており、特に働ける世代からの失業を理由とした申請が増えています。また受給世帯では、精神疾患やDVなどの諸問題を抱えた、複雑かつ多岐にわたる支援が必要な世帯が増えています。

今後は、医療扶助をはじめとする生活保護給付の適正化と、自立支援プログラムを活用した就労・自立支援を強化する必要があります。また、受給世帯の子どもへの学習支援や引きこもり対策等により、貧困の連鎖を防止する必要があります。

(2) めざす姿

経済的な困窮等による支援の必要な市民が相談を受けられる体制が整備され、相談者の状況に応じた情報が提供されることにより、生活保護をはじめとするさまざまな施策で困窮の解消が図られています。

また、生活保護を受給している世帯に対して、補助事業等を活用した自立の支援が図られ、再び安定した生活がおくれるようになっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
自立世帯数 (世帯)	生活保護が廃止となった件数の内、経済的自立により廃止になった世帯数を計上します。増加を目指します。	59世帯 (H23年度)	120世帯
ホームレス人数 (人)	府中市内に起居するホームレスの年度末の人数を計上します。減少を目指します。	49人 (H23年度)	20人
他法・他施策により困窮の解消が図れた相談件数(件)	生活援護課で実施した相談のうち、他法・他施策により困窮の解消が図れた件数を計上します。増加を目指します。	—	24件

市民に期待すること

- ・扶養義務を有する親族が経済的困窮である場合は、生活の状況に応じた経済的支援を行う。また、定期的な訪問や電話連絡などの精神的な支援についても協力する。
- ・生活保護受給者が社会とのつながりを結び直すことができるような社会的な居場所づくりを進める。

(3) 施策の方向性

- ・生活保護受給世帯数は増加を続けていますが、相談者の状況を的確に把握し、さまざまな施策の活用が図れるよう的確な支援を行います。
- ・また、潜在的な困窮の方々の把握については、民生委員の方々の協力や地域包括支援センターなどと連携を図り、発見に努めます。
- ・生活保護受給世帯への自立支援についてはさまざまな補助制度を活用し、適切な支援を行い、再び安定した生活がおくれるよう支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・ホームレス巡回相談事業により、ホームレスの把握に努め、必要な支援を行います。(H26～H29)・居宅生活移行支援事業により、宿泊所入所者の就労支援・居宅生活移行について支援を行います。(H26～H29)
生活保護費扶助事業	<ul style="list-style-type: none">・就労支援などの適切な支援を行い自立に向けた支援を行います。医療費の削減に資する有効な対策を実施します。(H26～H29)
生活保護受給者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・生活保護法の中では対応できない、自立に資するための支援を行います。(H26～H29)・貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の支援について重点的に実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 360億円

6 生活の安定の確保

施策23 勤労者の生活支援

(1) 現状と課題

中小企業の勤労者からの福利厚生に対する要望は強く、福祉の増進のためにも必要性が高い事業ですが、個々の事業所での実施は資金的、経営的に困難な状況が多く見受けられます。このことから、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の福利厚生事業に加入することで中小企業の福利厚生の充実を支援していますが、長引く不況や東日本大震災の影響から退会もあり、会員数が伸び悩んでいます。

安い会費で、多くのメリットがあることをPRし会員を増やすことが今後の課題となります。

(2) めざす姿

公社が実施している中小企業の福利厚生事業への加入者が増え、充実した福利厚生事業が市内の中小企業の事業主や勤労者に行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
中小企業勤労者の加入率(%)	300人未満の事業所(中小企業)が、公社の福利厚生事業に加入しているかを測定します。増加を目指します。	9.0% (H23年度)	10.5%

市民に期待すること

- ・多くの中小企業が公社の実施する福利厚生事業に加入し、勤労者の福利厚生を充実させる。

(3) 施策の方向性

- ・中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている公社の運営を支援することにより、中小企業の勤労者に対する福祉の増進を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
補助金 勤労者福祉振興公社運営費	・ 中小企業の福利厚生事業を実施する府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。 (H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 生活の安定の確保

施策24 公的な住宅の管理運営

(1) 現状と課題

市営住宅の維持・保全ための、修繕、各種委託、整備工事を計画に実施することが求められています。また、市営住宅は、住居に困窮する低所得者の市民に対して供給されるもので、入居希望者が多い中、既存入居者の居住年数の長期化傾向や収入超過者の存在などにより、新たな入居の応募倍率が高い状況となっています。管理戸数のすべての入居者が所得基準内であることが求められており、限られた管理戸数の中で、適切に住宅を提供できるようにする必要があります。また、市民住宅は、民間の住宅を一括借上げして、中堅所得者層の市民に転貸することにより、安定した住宅の供給と市民生活の安定・福祉増進が求められています。

(2) めざす姿

市営住宅については、維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事が計画的に実施され、市営住宅が適切に管理されることにより、市民の住環境の向上と生活の安定が図られています。また、市民住宅については中堅所得の世帯に対し、安定した住宅を供給し市民生活の安定と福祉増進が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市営住宅における所得基準内世帯の割合(%)	市営住宅における所得基準内世帯の割合です。増加を目指します。	93.7% (H23年度)	97.5%

市民に期待すること

- ・市営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために、国、都、市が協力し整備・管理している市民共有の大切な財産で、一般の民間借家とは異なり、入居中は様々な法令の適用、義務や制約が定められている認識をもつ。

(3) 施策の方向性

- ・市営住宅の改修工事などを計画的に実施し、居住環境の向上を図るとともに、真に住宅を必要とする方に対する入居枠を確保します。
- ・また、制度改正により入居基準の見直しに迅速に対応するなど、管理の適正化に努めます。
- ・市民住宅については、借上げ期間満了まで適正に管理します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
市営住宅管理運営事業※	・継続して市営住宅の維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。(H26～H29)
市民住宅運営事業	・特定優良賃貸住宅として認定を受けた民間の住宅を一括借上げして、中堅所得の市民に転貸します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

※「市営住宅管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

7 地域福祉活動の支援

施策25 支え合いのまちづくりの促進

(1) 現状と課題

従来より、地域における地域福祉団体の活動の支援・促進の必要性が指摘されているものの、依然として市民の関心は高くなく、福祉イベントやボランティア教育などの効果が十分に浸透しているとはいえない状況であるといえます。多くの市民にボランティア活動をはじめとする地域福祉活動に積極的に参加してもらうためには、これまでの広報啓発活動のあり方を再検討するとともに、市民が地域福祉活動に参加することを促進するための新たな仕組みを検討する必要があります。

(2) めざす姿

すべての市民が、地域の自主的な福祉活動や福祉サービス利用支援事業など、地域における相互の支え合いを通じて、地域社会の一員として自立した生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉サービス利用者総合支援事業に関する相談件数(件)	権利擁護センターにて処理している、福祉サービスの利用や苦情に対する相談、成年後見相談などの相談支援件数です。支援の充実により件数の増加を目指します。	1,561件 (H23年度)	1,640件
福祉団体登録数(団体)	市に登録をしており、市内で福祉目的の活動を行っている団体の数です。自主的な地域福祉活動を推進し、登録数の増加を目指します。	116団体 (H23年度)	121団体
社協ボランティア登録者数(人)	社会福祉協議会に登録しているボランティアの人数です。市民による自主的な福祉活動への参加を促し、登録者数の増加を目指します。	1,076人 (H23年度)	1,100人

市民に期待すること

- ・市民による自主的な地域福祉活動を実施する。
- ・ボランティア活動などの地域福祉活動に対し、より積極的に参加するように意識する。
- ・地域の関係者間での情報共有や行動連携を図る。

(3) 施策の方向性

- ・地域福祉活動を支援するため、地域における相談支援拠点を整備し、相談支援機能を強化します。
- ・地域福祉活動により積極的な参加を促すため、広報活動の充実を図るとともに、参加への動機づけの仕組みづくりについて検討します。
- ・効果的な地域福祉活動の展開を図るため、地域住民や関係機関など、地域の関係者との連携を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
民生委員活動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域での民生委員の活動を支援するため、会議、研修、その他活動に対するサポートを実施します（H26～H29）・民生委員の改選に向け、民生委員候補者の確保に努めます（H26～H29）
権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none">・成年後見人制度の利用促進を図るため、相談支援、申立支援、後見事務支援を実施します。（H26～H29）・成年後見人制度の普及啓発を図るため、広報周知活動に引き続き取り組みます。（H26～H29）
補助金 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の実施する地域福祉事業を支援するため、法人人件費及び地域福祉事業費の一部について補助金を交付します。（H26～H29）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 10億円

7 地域福祉活動の支援

施策26 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

公共施設をはじめとする不特定多数の人が出入りする場所については、バリアフリー化が進められていますが、小規模もしくは建築後年数が経過した施設などではバリアフリー化が進んでいないところがあり、バリアフリー化の進展状況にばらつきがみられます。またユニバーサルデザイン※の理念が十分に定着したとはいえ、情報や意識の面での障壁が残っているところがあります。今後はユニバーサルデザインの理念を市民に定着させるための取組の強化が求められています。

(2) めざす姿

すべての市民が、施設や道路だけではなく、情報や意識の面においても障害や障壁を感じることなく、ユニバーサルデザインの理念に基づいて地域で暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉のまちづくり環境整備助成施設数(施設)	福祉のまちづくりの環境整備のために助成した施設の数です。バリアフリー化のための改修を促進し、福祉のまちづくりを推進します。	2施設 (H23年度)	3施設
福祉サービス第三者評価受審費助成数(施設)	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉施設の数です。受審の増加により、施設情報の開示を促進し、施設と利用者との情報格差を是正します。	17施設 (H23年度)	20施設

※「ユニバーサルデザイン」とは、年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。

市民に期待すること

- ・施設などの建設の際には、定められたバリアフリー基準を遵守するように整備を進める。
- ・ユニバーサルデザインの理念に基づき、情報や意識などについても格差が生じないように、意識的に行動する。

(3) 施策の方向性

- ・施設整備については、バリアフリー基準を遵守するよう事業者に指導・助言を行います。
- ・ユニバーサルデザイン理念について、さらなる普及啓発を図るため、広報活動や福祉サービス利用者への情報開示などの指導を強化します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
福祉のまちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。(H26～H29)・既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を継続します。(H26～H29)
補助金 福祉サービス第三者評価受審費	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価受審費を助成します。(H26～H29)
補助金 地域福祉推進事業費	<ul style="list-style-type: none">・障害者や要介護高齢者の移動格差の解消を図るため、これらの人に対する移送サービスを提供している事業者に対し、移送サービス事業に係る運営費の助成を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

基本目標

基本施策

施策

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

1 計画的なまちづくりの推進

- 60 計画的な土地利用の推進
- 61 良好な開発事業の誘導
- 62 震災に対応した建築物の誘導
- 63 質の高い建築物の確保
- 64 魅力ある景観の形成

2 まちの拠点整備

- 65 駅周辺整備事業の計画的推進
- 66 けやき並木と調和したまちづくりの推進

3 公共交通の利便性の向上

- 67 公共交通の利便性の向上

4 社会基盤の保全・整備

- 68 道路等の整備
- 69 道路等の適正な維持管理
- 70 下水道施設の機能確保

5 商工業の振興

- 71 中小企業の経営基盤強化の支援
- 72 地域商業の振興
- 73 工業の育成
- 74 観光資源の活用・創出による地域活性化
- 75 消費生活の向上

6 都市農業の育成

- 76 農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成
- 77 農業とふれあう機会の拡充

1 計画的なまちづくりの推進

施策60 計画的な土地利用の推進

(1) 現状と課題

最近の土地利用状況を見ると、農地などのまとまった土地を転用した住宅地が増加する傾向にあります。それに伴い、大規模開発による地域環境の変化、ミニ開発による敷地の細分化、緑地の減少などの問題が表面化してきています。こうした問題に対処し、良好な住環境に配慮したまちづくりを進めていくためには、地域のニーズに配慮した施設の誘致、土地の細分化の防止やゆとりある空間をつくるための仕組みづくり、大規模な空地における整備計画の進捗状況等の情報発信など、様々な側面に配慮した計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していくことが必要です。また、市民が主体的に行うまちづくりについて、柔軟できめの細かい支援を行うことが課題です。

(2) めざす姿

自然環境などに配慮した快適なまちづくりが計画的に進められ、市民・事業者との協働による地域の特性をいかした、調和のとれた適切な土地利用がなされています。また、市民の主体的なまちづくり活動を支援することにより、市民発意による良好なまちが形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
地区計画の決定地域の面積(ha)	地区ごとの特性に応じた地区計画を決定し、市街化区域内全域の地区計画決定を目指します。	61.5ha (H23年度)	76.5ha
活動助成団体数及び専門家の派遣団体数(団体)	活動助成や専門家派遣を行った市民主体のまちづくり活動を行う団体数です。3か年につき、1団体への支援を目指します。	1団体 (H23年度)	3団体
市民と市が協働するまちづくりに満足している市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	6.0% (H23年度)	8.0%

市民に期待すること

- ・地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため、地区計画等の原案の申し出制度やまちづくり支援制度を活用しながらまちづくりを進めていく。

(3) 施策の方向性

- ・「府中市都市計画マスタープラン」におけるまちづくり方針及び地域別まちづくり方針に基づき、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。
- ・まちづくりを重点的、優先的に進める必要がある地区をまちづくり「誘導地区」に指定するとともに、「誘導計画」を策定し、市民、事業者との協働によるまちづくりを進めます。
- ・まちづくり活動を担う団体を広く対象として、研究・活動経費の助成や専門家の派遣等の支援を行うとともに、きめの細かい情報提供や助言・指導を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
市街地整備計画作成事業	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランに基づき、地域の特性をいかしたまちづくりの推進を行います。(H26～H29)・総合計画に即した都市計画マスタープランの時点修正を行います。(H26、27)・都市計画マスタープランの実施状況を確認し、行政評価を行います。(H28、29)・地域地区見直し及び都市計画変更手続きを行います。(H26～H29)・都市計画変更に伴う都市計画図を作成します。(H27)・周辺環境に配慮した良好なまちづくり形成を図るまちづくり誘導地区を指定及び誘導計画を策定します。(H26～H29)・住民提案型の地区計画の策定手続きを行います。(H26～H29)
地域まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none">・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、専門家の派遣を行います。(H26～H29)
まちづくり活動助成事業	<ul style="list-style-type: none">・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、活動経費の助成をします。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策6-1 良好な開発事業の誘導

(1) 現状と課題

開発事業については、府中市地域まちづくり条例に基づき、地域特性を踏まえた開発事業への誘導を行い良好なまちづくりを推進しています。しかしながら、大規模な開発事業については、周辺環境に及ぼす影響が大きいことから市民と事業者との協働による開発事業地周辺のまちづくりが求められています。

(2) めざす姿

府中市地域まちづくり条例に基づき、まちの環境に大きな影響を与える大規模な土地取引の動向を把握し、まちづくりの方針に基づいた適正な土地利用の開発事業が行われ、景観と周辺環境に配慮した良好なまちが形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
開発事業と併せて地区計画等を決定した件数(件)	地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定、建築協定を決定した件数で、増加を目指します。	14件 (H23年度)	26件

市民に期待すること

- ・市で策定している地域まちづくり条例、指導要綱、配慮指針等を理解し、住みよいまちづくりの実現に努める。

(3) 施策の方向性

- ・大規模土地取引行為の動向を事前に把握して、土地利用方針に基づいた良好な開発事業へと誘導していくとともに、一定規模以上の民間の開発事業については、景観や周辺環境への適切な配慮がなされ、近隣住民の理解を得るための十分な手続きを踏むよう指導し、必要に応じて助言、勧告等を行いながら、開発事業地周辺も含めた市民と事業者との協働によるまちづくりを推進していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
開発誘導事業	<ul style="list-style-type: none">・大規模な土地に対する取引行為及び開発事業に対し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行い、条例に基づき手続きを行います。(H26～H29)・地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため条例に基づき協議を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1 億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策62 震災に対応した建築物の誘導

(1) 現状と課題

公共施設の耐震化や民間住宅などの耐震化への支援を順次行っています。しかし、想定される首都直下地震などによる被害の拡大を防ぐためには、民間住宅の耐震化をより一層促進することや、震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることのないよう沿道建築物の耐震化を促進すること、さらには、地震による火災の延焼を防ぐため民間住宅などの防火化を進めることにより、災害に強いまちづくりを実現していく必要があります。

(2) めざす姿

市民が震災に備える意識を高く持ち建築物の耐震化・防火化を進めることにより、震災に対応した建築物が増え、災害に強いまちづくりが進んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
住宅耐震化率(%)	民間住宅の総数に対し、耐震性を有する住宅の割合で、増加を目指します。	84.9% (H23年度)	92.0%
緊急輸送道路沿道建築物耐震化率(%)	緊急輸送道路に敷地が接し一定の高さを有する建築物の総数に対し、耐震性を有する建築物の割合で、増加を目指します。	—	94.0%

市民に期待すること

- ・震災に備える意識を高く持つ。
- ・建築物の耐震化や防火化に積極的に取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・公共施設の耐震化を進めます。
- ・建築物の耐震化や防火化に関する意識が高まるよう、市民への普及啓発活動に努めます。
- ・震災に対応した建築物を確保するため、建築物の耐震化や民間住宅などの防火化を行う市民の取組を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
建築物耐震化促進事業	<ul style="list-style-type: none">・耐震化へ向けた普及啓発活動を行います。(H26～H29)・昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。(H26～H29)・昭和 56 年 5 月以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が行う耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。(H26～H27)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 12億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策63 質の高い建築物の確保

(1) 現状と課題

災害に強いまちづくりをより一層推進していくことが急務となっており、建築物の安全性・安心性を確保するため、完了検査の合格率の向上による適正な建築行為の促進、及びデパート、ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する特殊建築物の定期的な調査報告制度の強化が重要です。また、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

(2) めざす姿

災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、市民や事業者が良好な建築行為の確保に努めています。

また、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化の促進を図るなど、環境に配慮したまちづくりに市と協働で取り組んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
検査済証交付率(%)	建築確認を申請した建築物のうち完了検査により安全性が確認され検査済証を交付されたものの割合で、全ての建築物での実施を目指します。	90.9%(H22年)	100.0%
長期優良住宅認定率(%)	新築した一戸建ての住宅のうち、長期にわたる耐震性能、維持管理の容易性及び省エネルギー性能を有した住宅の割合で、増加を目指します。	14.9%(H22年)	40.0%

市民に期待すること

- ・地域の特性を反映した質の高い建築物を計画する。
- ・建築物の長寿命化や省エネルギー化に努め、環境に優しいまちづくりを推進する。
- ・適正な建築行為を遵守するとともに、災害に強いまちづくりに協働参加する。

(3) 施策の方向性

- ・より安全性の高い建築物を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、検査済証交付率の向上に向けた啓発活動や指導を強化します。
- ・長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に配慮した建築物に誘導するため、市民との協働による快適な質の高いまちづくりを実現します。
- ・災害時の影響が大きい特殊建築物や昇降機などの定期調査報告制度の強化を図ることにより、市民や事業者が建築物の適正な維持管理に努め、防災の意識が高まる取組を展開します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
特定行政庁所管事業	<ul style="list-style-type: none">・建築審査会委員の改選を行います。(H26～H29)・関係機関と連携したパトロールを強化します。(H26～H29)
建築指導事務	<ul style="list-style-type: none">・他の行政庁との連携を強化します。(H26～H29)・まちづくりと連携した認定制度等の活用を促進します。(H26～H29)・建築物の長寿命化、低炭素化を推進します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.3億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策64 魅力ある景観の形成

(1) 現状と課題

これまで、景観法による景観行政団体として「府中市景観条例」の制定や「府中市景観計画」の策定により、けやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全とともに、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。

大規模マンションの建設等の際は、地域の環境や景観の特性との調和に配慮し、より良い環境とまちなみ景観に貢献することが望まれます。このため、自然、歴史、文化などが融合した府中らしさのある景観の形成が求められています。

(2) めざす姿

市民の景観に対する理解が深まり、市民や事業者と連携し、守り育てた地域の特徴をいかした優れた景観があります。また、市民の生活にやすらぎと潤いを与え、市民が愛着を持つ魅力ある緑豊かな景観が形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	58.8% (H23年度)	65.0%
開発事業等における景観協定面積(ha)	開発事業等において景観協定を締結した面積です。増加を目指します。	23.2ha (H23年度)	26ha

市民に期待すること

- ・ 景観に対する理解を深め、優れた景観の形成と保全に努める。

(3) 施策の方向性

- ・ 各種事業の展開により、市民や事業者の景観形成に対する意識の啓発を行うとともに、景観行政団体として景観条例により積極的に魅力ある景観づくりに取り組みます。
- ・ 開発事業などが計画される地域を対象として、色彩、広告物などに関する景観ガイドラインを充実し、市民や事業者に対して良好な景観への配慮を求めることにより、良好な景観の形成を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
景観施策推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 都市景観協定締結地区への説明・支援を行います。(H26～H29)・ まちづくり学習を実施します。(H26～H29)・ けやき並木景観形成方針の検討・策定・周知などを行います。(H26～H29)・ 景観賞を実施します。(H26)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.3億円

2 まちの拠点整備

施策65 駅周辺整備事業の計画的推進

(1) 現状と課題

府中駅南口第一地区は、道路も狭く、老朽化した木造の建物が混在し、防災上も危険であることから、第一地区市街地再開発組合を支援し、隣接するけやき並木との調和や保全を両立させながら、再開発事業としての施設建築物や公共施設を完成することが重要です。

また、分倍河原駅周辺は、JR南武線及び京王線による地域の分断の課題があるほか、駅北側の商業地及び駅前空間の整備が求められています。

(2) めざす姿

府中駅周辺は、中心拠点に相応しい商業・業務・公共の各施設が整備され、市の緑、歴史、文化を象徴する国指定天然記念物「馬場大門のけやき並木」と調和した魅力あるまちづくりが、市民の憩いの空間を創出し、多くの人々が集い、にぎわいを見せています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の進捗率(%)	府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の事業区域面積に占める事業済面積の割合です。事業の完了を目指します。	70.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・府中駅南口地区では、市のシンボルである「馬場大門のケヤキ並木」と調和を図りながら、市の表玄関として、また、中心商業地としてのまち並みを形成し、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する。

(3) 施策の方向性

- ・府中駅南口第一地区の再開発事業が完了することにより、すでに完了している第二、第三地区とあわせ府中駅南口地区再開発事業の完了を目指します。
- ・分倍河原周辺のまちづくりについて基盤整備を含めた検討を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
府中駅南口再開発推進事業	<ul style="list-style-type: none">・第一地区市街地再開発組合の支援（H26～H29）・第一地区公共施設工事（H26～H28）・第一地区本体工事（H26～H28）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 131億円

2 まちの拠点整備

施策66 けやき並木と調和したまちづくりの推進

(1) 現状と課題

けやき並木の一部では、水分や養分の不足などによる樹木の衰退が進んでいることから、けやき並木の保護対策を進めるとともに、けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出する必要があります。

また、けやき並木周辺を安全で快適な空間とするため、けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けた取組を推進するとともに、けやき並木を活用し、市内外から多くの人々が訪れる賑わいと魅力あふれるまちづくりを推進する必要があります。

(2) めざす姿

市のシンボルである「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」を次世代に継承するため、けやき並木が良好な状態で保護されています。また、けやき並木周辺が安全で快適な空間となり、多くの人々が集い、憩い、けやき並木周辺に賑わいが生まれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
次世代に古木となるけやき後継樹の本数(本)	高密度に生育する個体間の被圧がけやきの成長を阻害する要因であることから、阻害となる個体の除去を進めます。古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の形成を目指します。	203本 (H23年度末)	157本
けやき並木周辺における来場満足率(%)	けやき並木をいかした地域振興策として、商店会等と連携しイベント開催など周辺の賑わいを創出します。	—	20.0%
けやき並木通り沿道建築物の壁面後退の割合(%)	けやき並木通り沿道建築物の後退・接道延長をけやき並木通り沿道建築物の接道延長で除すことで求めました。壁面後退を進めます。	40.0% (H23年度末)	50.0%

市民に期待すること

- ・ けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境の整備に協力する。
- ・ けやき並木の保護管理に参加する。
- ・ けやき並木周辺で実施されるイベント等に協力・参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ けやき並木の保護対策として、けやき並木の適切な維持管理を行うとともに、生育環境の改善を進めます。また、次世代後継樹の育成を推進します。
- ・ けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出するため、けやき並木通り沿道の建築物や広告物等に対する規制や指導を強化します。
- ・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けて、けやき並木周辺の道路整備等を進めるとともに、けやき並木通りの段階的な車両交通規制を実施します。
- ・ けやき並木を活用した賑わいと魅力あふれるまちづくりを推進するため、けやき並木周辺に市民の憩いの空間を創出します。また、けやき並木の保護管理やけやき並木周辺のイベント等を市民と協働で実施します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
けやき並木周辺整備事業	・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向け、既存道路を拡張し、代替機能を有する道路を新設します。(H26～H29)
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	・ 年2回樹木医による巡回監視のほか、総合的な保護対策の業務を委託します。(H26～H29)
けやき並木通り車両交通規制事業	・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けた試行的な車両交通規制を実施し、安全な歩行空間を確保します。(H26～H29) ・ 車両交通規制を実施する区間の延伸、日時の拡大を検討するとともに、警備体制を拡大します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

3 公共交通の利便性の向上

施策67 公共交通の利便性の向上

(1) 現状と課題

交通不便地域の解消や高齢者等交通弱者の交通手段の確保などを目的として、コミュニティバスを運行しています。また、鉄道やバスの利便性の向上や関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望を行っています。

利便性の向上については、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況を鑑み、対応を検討する必要があります。

(2) めざす姿

鉄道やバスなどの公共交通の利便性や関連施設の整備が向上し、市民誰もが円滑に移動を行えます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	38.4% (H23年度)	50.0%
コミュニティバスの年間利用者数(人)	運営経費に占める補助金の投入割合を縮小する施策として、利用者数の増加を目指します。	1,747,950人 (H23年度実績)	2,000,000人

市民に期待すること

- ・公共交通機関を積極的に利用するとともにその利便性向上のためのアイデアを創出する。

(3) 施策の方向性

- ・コミュニティバスについては、誰もが利用しやすいよう、市民ニーズや利用状況の適切な把握に努めながら運行します。また、鉄道やバスの利便性の向上や関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望をするとともに、利用者である市民や事業者との連携を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
コミュニティバス運行補助事業	・運行会社である京王バス中央株式会社と連携し、利用者増に向けて様々な啓発活動を実施します。(H26～H29)
鉄道等整備要請事業	・新たなニーズも含め、公共交通の利便性の向上に向け、継続して要望します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

4 社会基盤の保全・整備

施策68 道路等の整備

(1) 現状と課題

市施行及び東京都施行の都市計画道路の整備を進めておりますが、未整備路線があります。また市内に残る狭あい道路は緊急時の対応に支障をきたすおそれがあります。これらの道路の早期の整備が求められています。

舗装面の老朽化等が原因で、車の走行による騒音及び振動が発生しています。また、道路の冠水は市民生活に大きな影響を及ぼすため、雨水を効率よく処理するとともに、地下に浸透させるなど、環境への配慮が望まれています。

(2) めざす姿

市民生活と地域経済活動の向上に大きく寄与する道路交通を実現するため、市内における都市の骨格となる都市計画道路、幹線道路網などが、バリアフリーに基づき整備され、歩行者空間のユニバーサルデザインを推進し、全ての人が安全で安心な公共施設への移動が確保されています。また、車の走行による騒音、振動を低減する環境に配慮した舗装を採用することにより、市民が快適に暮らせます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
都市計画道路の事業進捗率(%)	都市計画道路事業で府中市が施行する計画決定延長に対する完成延長の割合です。着実な進捗を目指します。	87.4% (H23年度)	91.3%
市内の狭あい道路の割合(%)	市内全域の道路調書での狭あい道路が占める割合です。減少を目指します。	10.4% (H23年度)	8.3%
騒音や振動の防止に対する評価(%)	第43回市政世論調査結果(平成23年)で把握した不満足に対する数値です。減少を目指します。	19.4% (H23年度)	17.2%以下

市民に期待すること

- ・土地所有者、関係者は道路整備事業に理解、協力する。
- ・自治会、地域住民は工事施工あたり理解、協力する。

(3) 施策の方向性

- ・すべての人が安全で快適に歩行移動できるよう、ユニバーサルデザインを推進し、歩行者等の道路交通の円滑化を図るためバリアフリーに基づく道路整備事業を計画的に行ないます。また、東京都施行の都市計画道路については、東京都へ今後も継続的に要請します。
- ・土地所有者などの理解と協力を得る中で、これまでと同様に狭あい道路の解消に努めます。
- ・既存道路の車の走行による騒音・振動を低減させる舗装の改修を計画的に進めます。また、道路に降った雨水を効率的に処理するとともに、地下浸透など環境に配慮した機能性を持った道路舗装を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
道路新設・拡幅改修整備事業※	・道路事業用地の適正な管理維持のため、除草・管理柵設置等を実施します。道路交通の円滑化と安全性向上のため、市道の整備に係る測量設計等、及び整備工事を実施します。また、都市計画道路の整備を推進します。(H26～H29)
狭あい道路解消事業解消事業※	・法42条第2項等に該当する道路に接する土地を道路用地として提供いただき、助成を行い4m未満の道路を解消していきます。(H26～H29)
既設道路改良整備事業※	・良好な道路環境の整備を図るため、市道の改良に係る測量設計等、及び改良工事を実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） * 億円

※全ての主要な事務事業が経常的経費とは異なるため、総事業費は算定していません。

4 社会基盤の保全・整備

施策69 道路等の適正な維持管理

(1) 現状と課題

道路や橋梁の老朽化が進む中、計画的な維持管理ができていないため、その都度の改修や需要に応えた整備を続けていることから大きな財政負担となっており、これまでと同水準での道路管理を続けていくことが困難であることが想定されます。そのため、適切なコスト管理及び計画的なインフラ管理（長寿命化）を進めていく必要があります。

(2) めざす姿

道路や橋梁が適切に維持管理され、安全で快適に通行することができています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
道路の適正な維持管理(%)	市民からの道路整備の要望。適正な維持管理を行うことにより、市への要望の比率減を目指します。	14.3% (H23年)	10.0%
街路樹の適正な維持管理(%)	樹形や剪定時期等に配慮した剪定を行い都市環境を創出します。	84.4% (H23年)	90.0%
道路台帳等維持管理事業(%)	道路の認定、区域変更、廃止等に伴い、道路台帳の更新を行います。	100.0% (H23年)	100.0%

市民に期待すること

- ・道路等の管理について、市民や事業者が市の支援を受けながら道路等の管理を行うアダプト制度などを活用する。

(3) 施策の方向性

- ・サービス水準を維持し、低予算で安全で快適な道路等の機能を確保するため、計画的なインフラ管理（長寿命化）について取りまとめを行った白書を踏まえ、民間活力による低予算で高水準の維持管理を進めます。また、市民が愛着をもって道路に接することができるよう、市民との協働による道路管理を推進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
包括的道路維持管理業務委託の実施	・新しい道路の管理手法として、包括的道路維持管理業務の委託を進めます。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 12億円

4 社会基盤の保全・整備

施策70 下水道施設の機能確保

(1) 現状と課題

本市の下水道管きよの布設延長は約740kmあります。今後、多くの下水道管きよが耐用年数とされる50年を迎えるため、老朽化対策が求められています。

また、震災時における下水道管きよの最低限の機能確保が求められており、地震対策を着実に実施する必要があります。これらの対応に向け、適正な財源確保に努める必要があります。

(2) めざす姿

下水道施設が適切に維持管理され、老朽化対策・地震対策等が計画的に行われ、市民の快適な生活環境が確保されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
老朽化対策工事の管きよの延長(km)	老朽化した施設を管更生工事等を実施することにより、長寿命化を図り、施設の機能確保に努めます。	—	10.0km
地震対策工事のか所数(か所)	重要な幹線において、マンホールの浮上防止、管きよとマンホールの継手部の可とう化工事等を実施し、施設の耐震化を目指します。	10か所 (H24末)	730か所
雨水浸透ますの設置個数(個)	住宅の建築や改築時に、雨水浸透ますの設置指導を行い、雨水流出抑制に努めます。	47,900個 (H24末)	59,900個

市民に期待すること

- ・民間活力により、雨水浸透施設を設置する。
- ・自宅前の道路の落ち葉等を清掃する。
- ・使用者は、油やごみ等を下水管に流さない。

(3) 施策の方向性

- ・老朽化対策や地震対策工事を計画的に推進していきます。
- ・老朽化による陥没事故発生や機能停止などを未然に防ぐために、施設の点検・調査を行い、必要に応じた補修工事等を実施します。
- ・市民や事業者に対し、雨水流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置指導に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
下水道運営管理事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道財政の健全化の推進のため、下水道使用料の確実な徴収事務の実施に努めます。(H26～H29)・一般住宅及び中高層・開発事業に係る雨水浸透施設等の設置指導に努めます。(H26～H29)
下水道維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">・重要な幹線等から管路の詳細調査を実施し、計画的な維持管理に努めます。(H26～H29)・重要度の高い施設から、マンホールの浮上防止対策、マンホールと管きょ継手部の可とう化工事を実施します。(H26～H29)
下水道新設改良事業	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化計画に基づき、既設老朽管の更生工事を計画的に実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 116億円

5 商工業の振興

施策71 中小企業の経営基盤強化の支援

(1) 現状と課題

現在、事業所数は本市も含め都全体で増加傾向にあります。また、大型店の増加に伴い売り場面積や年間商品販売額も本市では増加傾向となっています。しかし、IT化や少子高齢化の進展、環境配慮への社会的要求の高まりなど、時代と共に生じる課題により、経営を取り巻く状況の変化は厳しくなっています。今後こうした変化を的確に踏まえた経営の刷新が求められています。

(2) めざす姿

IT社会に対応した新たな経営の導入や時代のニーズを踏まえた経営の刷新など、中小企業の経営基盤強化に向けた支援が行われ、中小企業の経営の安定化と地域経済の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
事業所数の多摩26市順位(位)	経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	4位 (H21年度)	4位以内
むさし府中商工会議所で行う巡回・窓口相談指導件数(件)	事業者の経営に関する情報提供や相談、指導などを行うことで、中小企業の経営基盤強化を支援します。増加を目指します。	2,018件 (H23年度)	2,800件

市民に期待すること

- ・事業者自ら、国内外の経済状況について情報収集を積極的に行うとともに、事業者間の情報共有を一層進める。
- ・各事業者が経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。
- ・市が行う支援を活用し、中小企業の経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。

(3) 施策の方向性

- ・むさし府中商工会議所における相談、情報提供、各種講座、後継者育成等への支援を行います。
- ・事業資金調達への支援を行います。
- ・新たに事業を始める人たちへの支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
中小企業経営安定化事業	・中小企業事業資金融資利子及び中小企業退職金共済掛金への支援を行い、中小企業の経営基盤強化を図ります。(H26～H29)
商工業振興事業	・商工業振興のため、むさし府中商工会議所が行なう事業に対して支援を行います。(H26～H29)
小規模事業者等経営改善普及事業等	・中小企業の経営基盤強化を図るため、むさし府中商工会議所が行なう経営改善、団体育成への指導等に対して支援を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

5 商工業の振興

施策72 地域商業の振興

(1) 現状と課題

商店会ではイベントなど様々な取組を通じて、地域住民とのふれあいの機会を作っています。しかしながら、未加入事業者の増加、商店会会員の高齢化など商店会活動を行うに当たっては厳しい環境となっています。今後、消費者の生活様式やニーズの多様化・高度化に対応した魅力ある商店街づくりが求められています。

(2) めざす姿

生活者の日常生活の利便性や快適性の向上と地域商業の振興が図られ、事業者と市民をはじめとする消費者との交流の促進を通じた活気ある商店街づくりと商業活動の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市内店舗において商品を購入する市民の割合(%)	むさし府中商工会議所で実施している府中市消費動向調査を用い、市内での消費率の向上を目指します。	78.7% (H21年度)	80.0%
日常の買い物の便がよいと感じている市民の割合(%)	府中市市政世論調査を用い、市民の買い物の利便性の向上を目指します。	70.6% (H23年度)	75.0%

市民に期待すること

- ・活気ある商店街と商業活動の活性化を目指し、地域住民とのふれあいや住民ニーズに対応した創意あふれる商店街づくりを進める。
- ・未加入事業所の商店会加入促進を図る。

(3) 施策の方向性

- ・商店会等へアドバイザーを派遣します。
- ・商店会が実施するイベント・活性化事業等に対して支援します。
- ・事業者による創意あふれる新たな府中特産品の開発等を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度 of 取組
商店会振興事業	・商店会等にアドバイザーを派遣して、商店会の活性化に向けた取組みを支援します。(H26～H29)
商店街振興事業	・商店会の実施するイベント事業、装飾街路灯、アーチ等の設置、修繕等及び電気料に対して支援を行います。(H26～H29)
府中市特産品等開発支援事業	・事業者等の創意工夫をいかした特産品等の開発を支援することにより、府中市の魅力の向上と商業及び観光の振興を図ります。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 3億円

5 商工業の振興

施策73 工業の育成

(1) 現状と課題

製造品出荷額等は本市も含め都全体で減少傾向となっておりますが、本市の製造品出荷額は26市でトップを維持しています。しかし、中小企業者においては、製品開発及び販路開拓等に係る資金難・特許相談等の技術相談への対応が求められています。さらに、企業に対して、環境配慮への社会的要求の高まりなどへの取組も求められています。

(2) めざす姿

技術革新や新製品開発、異業種交流、産学交流などを支援することで、技術の向上と経営効率化が図られ、市内工業が活性化し、生産力が向上しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
製造品出荷額等の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	1位 (H22年度)	1位
付加価値額の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	2位 (H22年度)	2位以内
1事業所当たり付加価値額の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、付加価値額を事業所数で除すことにより求め、多摩地域における順位の維持を目指します。	3位 (H22年度)	3位以内

市民に期待すること

- ・情報の収集や専門的な相談を受けるなどして技術力や開発力の向上を図る。
- ・異業種・産学交流などを経て経営の多様化、事業の拡大化に取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・工業技術情報センターにおける情報提供・相談の充実を図ります。
- ・製品開発・市場開拓及び特許取得等への支援を行います。
- ・異業種間交流・産学交流を行うための会場の提供や必要な支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
異業種交流促進事業	・府中市工業技術展（テクノフェア）の開催、東京都産業交流展への参加、異業種交流グループの支援などを通して異業種や産学の交流による新製品・新技術の開発、取引機会の向上をはかります。（H26～H29）
中小企業工業技術向上支援事業	・技術情報相談や技術情報の提供を行うとともに、製品開発、市場開拓及び特許取得等への支援を行います。（H26～H29）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.6億円

5 商工業の振興

施策74 観光資源の活用・創出による地域活性化

(1) 現状と課題

府中市観光情報センターや郷土の森観光物産館から、観光情報を発信するとともに観光案内人ボランティアによる観光ガイドツアーを実施しています。

市内では、数多くのイベントが開催されていますが、観光客を呼び込むこととともに滞在時間の延長や楽しんでもらうための基盤整備が必要となっています。

(2) めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの自然環境や歴史的な名所・旧跡、伝統的な催事などの魅力を広く市内外に情報発信をすることで、市内を訪れる観光客が増え、賑わいのあるまちとなっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
くらやみ祭の来場者数(人)	本市の代表的な観光資源でもあるくらやみ祭への観光客の集客に努めます。	700,000人 (H24年度)	750,000人
郷土の森観光情報センター来場者数(人)	郷土の森観光物産館内にある観光情報センターの来場者を増加させることにより、本市の効果的なPRに努めます。	12,400人 (H23年度)	12,900人

市民に期待すること

- ・民間活力による観光、飲食店等の情報を発信する。
- ・おもてなしの機運を醸成する。
- ・地域ブランドの創出や発信の強化に一層取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・観光情報を市内外に効果的な手法により発信していきます。
- ・観光客のニーズにあった情報をNPO団体や民間事業者と協力して発信していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none">・新たな観光資源の発掘や既存の観光資源のPRに努めつつ、集客を図ります。(H26~H29)・NPO団体である府中観光協会の専門性を活かした事業に対して、支援を行います。(H26~H29)
観光情報施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none">・郷土の森公園周辺をはじめとした観光情報の発信や情報収集に努めます。(H26~H29)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

5 商工業の振興

施策75 消費生活の向上

(1) 現状と課題

巧妙複雑化する悪質商法や食品・生活用品の表示偽装及び製品事故等による市民の被害が後をたたない状況にあります。市民が安心して生活できるよう積極的に情報提供を行い、効果的な講習会の開催を通して啓発活動を行うとともに消費生活に関する相談体制の充実を図ることが求められています。

(2) めざす姿

消費生活相談や情報の提供が行われることで、悪質商法などの消費者トラブルや製品事故等のない健全な生活が守られるとともに、環境に配慮した生活スタイルに転換することにより市民生活の向上が図られている。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
この1年間に消費者トラブルにあったことがある市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握している数値です。減少を目指します。	3.1% (H23年度)	2.5%
消費生活展への来場者数(人)	消費者団体の研究成果の発表の場となる消費生活展への来場者数です。増加を目指します。	474人 (H23年度)	700人
消費生活講座への参加人数(人)	悪質商法や食品の安全性などの消費生活に関する講座への参加者数です。増加を目指します。	122人 (H23年度)	200人

市民に期待すること

- ・日頃から消費者問題に関心や知識を持ち、悪質商法等の被害者にならないように努める。
- ・市民同士が情報を共有する。

(3) 施策の方向性

- ・消費生活相談員を運営し、相談の充実を図ります。
- ・消費トラブルを未然に防止するため、消費者への情報提供に努めます。
- ・消費生活講座などの各種講座や消費生活展を行い啓発に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
消費者相談・啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・専門知識のある消費生活相談室を配置し、電話及び来所での相談を受け付けます。(H26～H29)・消費生活展や消費生活講座、啓発資料等により情報提供や啓発活動を実施します。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.4億円

6 都市農業の育成

施策76 農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成

(1) 現状と課題

急激な都市化と、農業従事者の高齢化、後継者不足、相続税負担等を背景として、農地減少が進んでいます。このような中、農業の多面性を生かして農地の保全を図るとともに、農業の担い手の確保のため、後継者や市民の援農ボランティアを育成していく必要があります。

また、黒米焼酎や椎茸等の特産品を、農業関係団体と連携し、共同直売所等で販売していますが、府中を代表する特産農産物として認知度が高くありません。

今後、市内関係機関の連携による特産品の開発、農産物や特産品をより買いやすい直売所の整備などが課題となっています。

(2) めざす姿

農業者は地域に開いた農業活動を展開し、市民は積極的に農業に関するボランティア活動に参加していきます。これにより、生産活動以外も含めた農業の多面的機能が活用され、市内の農地が保全されています。また、安全で新鮮な農産物が直売所等に出荷され、多くの市民がその農産物を消費しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
生産緑地の面積(ha)	農地として保全される生産緑地をできるだけ多く残します。	105.6ha (H23年度)	92.3ha
認定農業者数(人)	直売所や市場へ出荷する農業者で経営改善を目指す認定農業者を増やします。	96人 (H23年度)	105人
直売所等へ出荷している農家の割合(%)	自給的農家を減少し、直売所等へ出荷する販売農家を増やすことなど地産地消を推進します。	51.0% (H22年度)	58.0%

市民に期待すること

- ・ 農業者はボランティアの育成を、市民はボランティア活動に取り組む。
- ・ 遊休農地は、貸し出しや市民農園への提供を行う。
- ・ 「市民産直」（市内の農産物の地産地消）を進める。
- ・ 生産者が作物の栽培や出荷状況等の情報を発信する。

（３）施策の方向性

- ・ 農業者が相続による農地の売却が最小限で済むよう、相続制度の改善等を国へ要望します。
- ・ 農業用井戸の災害時の活用など、防災協力制度による農地の保全、農業の支援を行います。
- ・ 市内の NPO や大学等と連携し、府中産農産物の特産品化、ブランド化を進めます。
- ・ 農業者による 6 次産業の経営を支援します。
- ・ 旬の農産物のお荷状況等の情報を、市民へ発信します。
- ・ 市内の直売所の PR や整備を推進し、消費者が市の農産物を買やすい環境を整えます。
- ・ 特産品や直売所の情報等をわかりやすいツールで周知します。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
農業委員会運営事業	・ 農業委員から農業者へ営農のあり方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。（H26～H29）
農業者支援事業	・ 農業後継者団体の新しい取組や講習会の経費への補助金を交付します。（H26～H29） ・ 農業者の実施する経営改善事業に対し補助金を交付します。（H26～H29）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 都市農業の育成

施策77 農業とふれあう機会の拡充

(1) 現状と課題

農業とふれあう講座へは定員を超える市民の応募があり、市民農園へは区画数以上の利用希望者がある等の状況が見られます。しかし、農業に興味ある人とない人とで関心度に差があり、全体的に見れば、農業に対する市民の興味、特に子どもの興味が不足しています。

市民の農業への関心を啓発することと、市民農園の開設、食育とのコラボレーションなど、より多くの農業と触れ合う場の提供をすることが課題となっています。

(2) めざす姿

農業の多面的機能の一つとしてのコミュニティ機能が活用され、市民が農業とふれあい、積極的に農業と関わる生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市内に開設された市民農園の区画数(区画)	市民が利用できる市民農園の区画数です。市民が自分で好きな野菜が作れることから、家族で農業にふれあう場を提供します。	1,948区画 (H23年度)	2,000区画
農業体験を取り組んでいる小学校数(校)	教育活動の一環で農業に触れ合う授業を行っている公立小学校の数です。小学生のうちから、農業にふれあい、農業の大切さを学びます。増加を目指します。	16校 (H23年度)	20校

市民に期待すること

- ・ 農業者は場所の提供と農作業指導に努める。
- ・ 市民は、農業にふれあい、積極的に農業と関わりを持つ。

(3) 施策の方向性

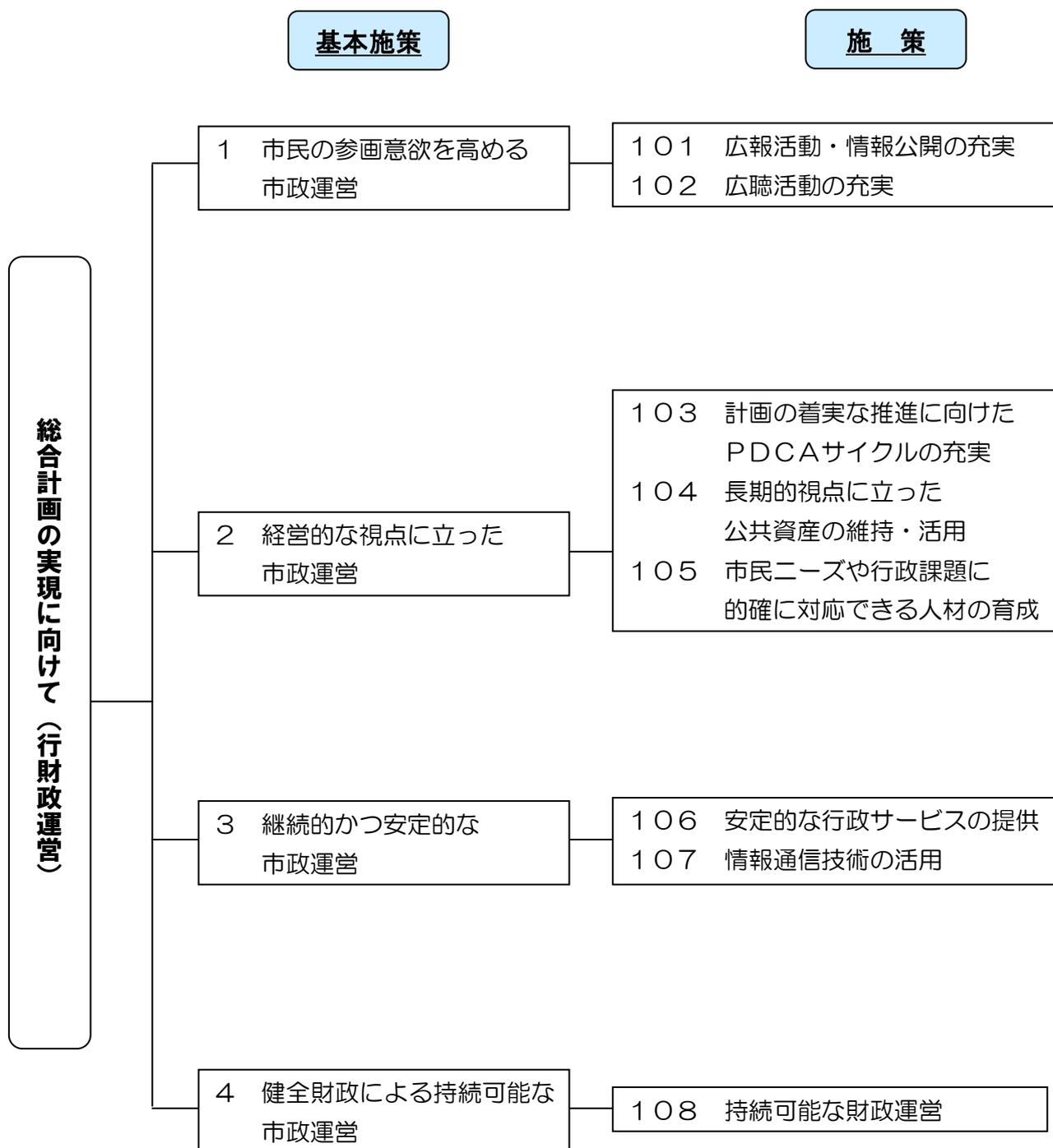
- ・ 農業の多面的機能の一つの地域コミュニティ機能を生かし、農地と農業者を活用した農業へのふれあい講座等、機会の創出を行います。特に小学生を対象とした子ども農業体験事業や新鮮な食材による美味しい食事の機会をつくるなどを推進し、子どもたちと農業のふれあいを通じて農業の大切さを啓発します。
- ・ また、さらに興味をもった市民が、より積極的に農業を支援することができるように、ボランティア活動のあっせんなどします。
- ・ 農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
農業まつり運営事業	<ul style="list-style-type: none">・ 市民に農業を知っていただく農業まつりを実施します。(H26～H29)・ 農業者の技術向上と意識高揚、また市民への農業 PR のための品評会を実施します。(H26～H29)・ 優秀農業者を表彰する褒賞式典を開催します。(H26～H29)
子ども農業体験推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 親子で農業体験できる講座を実施します。(H26～H29)・ 学校教育の一環で、農業体験できる事業を実施します。(H26～H29)
市民農園維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">・ 市民農園の維持管理を行います。(H26～H29)

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.5億円

Ⅱ 行財政運営に関する施策



1 市民の参画意欲を高める市政運営 施策78 広報活動・情報公開の充実

(1) 現状と課題

広報ふちゅうを新聞折込、希望者への各戸配付、市の施設や市内の鉄道各駅などへの設置により広く配布するとともに、また、ホームページを適宜更新するなど、様々な媒体で市の情報を発信しています。誰もが必要な情報を簡単にわかりやすく入手できるよう工夫をしていく必要があります。

(2) めざす姿

市民誰もが市の情報を簡便に入手することができ、行政サービスを利用したり、様々な活動を行ったりしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市政情報を容易に入手できないと感じる市民の割合(%)	各種情報媒体の特性を踏まえた情報提供を行い、市民一人ひとりが利用しやすい媒体で情報を取得することにより、市政への関心を高められるよう努めます。減少を目指します。	18.9% (H23年度)	15.0%以下

市民に期待すること

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に情報を収集し活用する。
- ・ 様々な情報をもとに、まちづくりや地域の活動に積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 広報ふちゅうをはじめ様々な媒体で誰もがわかりやすいように情報を発信します。
- ・ ソーシャルメディアなど新たな情報発信手段が生じているなか、新たな媒体の活用を検討します。
- ・ 市政情報センターや市政情報公開室において、市政の情報を簡便に入手できるように、所蔵する資料を充実し適切な案内をします。
- ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、公文書の迅速かつ十分な開示に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○広報紙の配布推進	・ 新聞購読者数が減少傾向にあり新聞折込による配布数が落ち込む中、希望者への各戸配付を推進するなど、広報紙がより多くの市民に行き渡るように努めます。
○ホームページの充実	・ 利用者が必要ときに知りたい情報を簡単に取得でき、多様な端末に対応できるよう、ホームページの改善を図ります。
○各種情報媒体の活用	・ 広報紙、ホームページのほか、テレビ広報、メール配信、マスメディアなどの各種情報媒体を有効に活用し、市政情報が広く市民に伝わるように努めます。
○市政情報センターの円滑な運営	・ 市民へ身近な行政サービスやイベントの案内をするとともに、市政に関する資料の閲覧などができる場として拡充し、様々な活動の拠点となるよう整備します。
○市政情報公開室の円滑な運営	・ 市政に関する資料を充実し、市民が必要とする情報を簡便に入手できるように努めます。
○府中市情報公開条例に基づく公文書の開示請求への対応	・ 個人情報などの不開示情報を適正に取り扱うなかで、請求者が必要とする公文書の迅速な開示に努めます。

1 市民の参画意欲を高める市政運営 施策79 広聴活動の充実

(1) 現状と課題

市政世論調査、市長への手紙、市長と自治会長やPTAとの懇談会、パブリック・コメントなどを実施し、市民の意向・提言の把握に努めています。市民の価値観が多様化している中で、市民の考えやニーズを的確に把握するため、より効果的な手段を検討していく必要があります。

(2) めざす姿

市民が市政に関心を持ち、様々な手段で意見を述べています。また、市では多くの意見の中からの的確に市民ニーズを把握し、市政運営に反映しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市民の意見を聴く体制が整備されていると感じていない市民の割合(%)	新たな計画などを策定する際には、市民の意見等を聴きながら進めます。減少を目指します。	25.9% (H23年度)	15.0%以下

市民に期待すること

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に意見を述べる。
- ・ 自分にあった広聴の手法を活用する。

(3) 施策の方向性

- ・ 市政世論調査や市長への手紙などにより多くの市民の意見を聴取します。
- ・ 市民との意見交換をする機会を充実します。
- ・ 市民の意見等を聴くための効果的な手法の検討をします。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○市長への手紙の実施	・ いつでもだれでも郵便や電子メールで市長へ意見等を出すことができる「市長への手紙」制度を継続します。
○市長と語る会を通じた対話の機会の拡充	・ 市長と市民とが直接対話をし、市政に反映するとともに、市民との協働の推進を図ります。
○市民ニーズを捉える市政世論調査の実施	・ 市民ニーズなどを統計的に調査分析し、その結果を市政に反映します。
○パブリック・コメント制度の推進	・ パブリック・コメント制度の着実な運用に努めます。 ・ パブリック・コメントの実施状況や結果報告について、わかりやすい情報公開を進めます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策80 計画の着実な推進に向けたPDCAサイクルの充実

(1) 現状と課題

PDCAサイクルの中心となる行政評価制度を行政運営に活用できるよう、効果的かつ精度の高い運用に努め、第6次府中市総合計画の目標達成状況を明らかにすることにより、市民の市政への関心を高める必要があります。また、事務事業点検の経験等を生かして、市民が総合計画の進行管理に参加できる機会を創出する必要があります。

(2) めざす姿

行政評価制度を中心としたPDCAサイクルの充実を図ることで効率的・効果的な行政運営が行われるとともに、計画の進捗状況が積極的に情報発信され、総合計画の進行管理に市民が関わっています。これらのことから、市民ニーズを捉えたうえで総合計画で掲げた各施策が着実に実施され、その成果が広く市民に行き渡っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
基本計画で掲げた各施策の進捗状況(%)	基本計画で掲げた各施策の実施状況を測る指標として、全ての施策の中で当初の目標に向けて順調に展開されている施策の割合です。多くの施策を当初の計画に沿って展開させることを目指します。	—	95.0%
基本計画で掲げた“主要な事務事業”の実施率(%)	基本計画において各施策毎に掲げた“主要な事務事業”の実施割合です。多くの“主要な事務事業”を、当初の計画どおりに実施することを目指します。	—	95.0%

市民に期待すること

- ・ 総合計画の進ちよく状況や行政運営について関心を持つ。
- ・ 市の事業に対する正しい認識と評価の目を持ち、市政へ積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 総合計画を着実に推進するための進行管理の方策として、行政評価制度をより積極的に政策調整・決定過程と連動させ、予算編成に繋げるなど、PDCAサイクルの充実を図るとともに、総合計画の進捗状況を分かり易くかつ積極的に市民に発信することで市民の市政への関心を高め、進行管理への市民参加の機会を創出します。これらの取組に加え、市民意識調査や推進体制としての組織機構の整備などを実施することにより、市民ニーズを捉えた効率的・効果的な行政運営を推進します。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○PDCAサイクルの核となる行政評価制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 行政運営の恒常的な見直しを行うため、総合計画の各施策及び事務事業の評価を実施し、その結果を市民に積極的に情報発信します。また、市民が市政に関心を示せるように、その評価結果の内容が市民にとって見やすく、分かりやすいものになるように取り組みます。・ 行政評価制度の一環として総合計画に掲げた各施策及び主要な事務事業の進行管理を行い、長期的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。
○予算編成との連動を踏まえた政策決定会議の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 予算編成に先立ち、総合的な見地から第6次総合計画における施策の方向性を明確にするとともに、各部課の提案する次年度における新規事業やレベルアップ事業等の優先順位付けを行うことで、事業・財源の重点化を図ります。
○適正な補助金の交付を裏付ける審査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金の適正化を図ることを目的に、団体に対する補助金及び全ての新規補助金を対象に、補助金の適否及び査定額を補助金等審査委員会において審査します。
○総合計画の進行状況の把握と市政運営への活用	<ul style="list-style-type: none">・ 総合計画に掲げた各施策の重要度や満足度、指標の現状値等を把握することにより、計画の進捗状況を確認する市民意識調査を実施します。さらに、基本計画の中で重点的に取り組むプロジェクトについては、より綿密な進行管理の仕組みを構築します。・ 行政評価制度との連動を踏まえ、各施策や主要な事務事業の進捗状況を把握し、その方向性を調整する毎年度の取組に加えて、適切な時点で総合計画全体の進行状況を総括し、新たな計画を策定する際の知見として活用していきます。
○市民ニーズを捉えた機能的な組織の構築	<ul style="list-style-type: none">・ 第6次総合計画の着実な推進体制として、時代の変化や市民ニーズを的確に捉えるとともに、これらに柔軟に対応できる機能的な組織・機構の整備に努めます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策81 長期的視点に立った公共資産の維持・活用

(1) 現状と課題

人口の増加に伴い増設してきた公共施設の老朽化の進行が著しく、それらの改修・更新にかかる費用が増大することが見込まれる一方、少子高齢化の進行に伴い、歳出に占める経常的経費、特に扶助費の割合が大きくなってきていることから、保有する資産をすべて維持・更新していくことは困難なことは明らかとなっています。

今後、土地も含めた公共資産を積極的に活用して歳入の確保に努めるとともに、総量抑制や計画的な保全を進めて歳出の削減を図ることが求められています。また、必要な施設については限られた予算を効率的に活用するため、計画的に更新を進める必要があります。

(2) めざす姿

市が保有する公共資産を維持・管理するだけでなく、経営資源として捉えて積極的に活用するとともに、費用と公共サービスの最適化に向けた見直しが図られることにより、限られた経費の中で、最大限の市民サービスを提供できる仕組みが整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
公共施設の市民1人当たりの延床面積(m ² ・人)	施設総量の抑制・圧縮に努め、市民1人当たりの延床面積を多摩地域26市の平均値並みまで減らします。	2.25m ² ・人 (H21年度)	2.13m ² ・人

市民に期待すること

- ・限られた財源の中でより良いサービスを提供するため、民間活力の導入も含めた最適な行政サービスのあり方に関心を持つ。
- ・各施設のあり方を検討する際には、利用者に限らず、幅広い市民が公共施設に関心を持ち、議論に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・施設の総量抑制のため、施設の利用状況や老朽化の状況を考慮し、廃止や統合を進めます。
- ・限られた予算を効果的かつ効率的に活用するために、各施設の優先順位付けを行い、客観的に判断できる仕組みを構築します。
- ・公共施設の維持管理については、指定管理者やPFI等の民間活力を積極的に導入し、効率的な施設運営をするとともに、市民サービスの向上に繋がります。
- ・市民に親しまれ、まちづくりの拠点となると共に、災害時には防災拠点としても機能する新庁舎の建設を進めます。
- ・維持管理及び更新に多くの費用がかかる公共施設については、適切な受益者負担のあり方の検討、見直しを進めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○公共施設マネジメントの推進	・現在保有する施設をすべて今後も維持・更新していくことは困難なため、施設総量の抑制、圧縮に努めます。 ・計画的な保全を実施するための仕組みを整え、健全財政の維持に努めます。
○現庁舎の効率的な維持管理の遂行	・建物、設備共に老朽化が著しく維持管理経費の増大が懸念されますが、庁舎建設事業の計画を視野に入れ、緊急性の高い内容の整備を優先して実施し、効率的な現庁舎維持管理を遂行します。
○市庁舎建設事業の着実な遂行	・耐震性能が十分ではなく、老朽化の進行が著しい庁舎の建て替えに当たり、市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎を目指し、事業の着実な遂行に努めます。
○計画的な公共用地の取得	・事業計画に沿った計画的な用地買収を実施します。 ・土地開発基金の安定的かつ効率的な運用を確保します。
○未利用地の売却、貸付け	・未利用地の売却、貸付け等有効活用により税外収入の確保を検討します。
○民間活力の積極的な活用	・指定管理者制度や民間委託などを積極的に活用し、効果的かつ効率的な行政運営に努めると共に、市民サービスの向上につなげます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策82 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成

(1) 現状と課題

これまで、職員数の適正化、適正な人員配置、集合研修・職場研修などを実施し、職員の育成と組織の活性化に努めてきました。しかしながら、市政を取り巻く環境は更に変化し、財政状況は厳しさを増す一方で、豊富な知識と経験を持つ団塊世代職員が大量に退職したことから、職員一人ひとりに求められる役割の質と量は一層増大しています。

そこで、今後、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、限られた財源と人員の中で、市民サービスの質を高めながら、より一層効果的・効率的な行政運営に繋げるため、更に柔軟で計画的な職員の採用と配置に努めるとともに、個々の職員の資質や能力、意識の向上を図るための制度を確立する必要があります。

(2) めざす姿

市民との協働によるまちづくりを進める行政活動に的確に対応できる、優れた人材を採用し、適材適所に配置するとともに、人材を育成するための諸制度が充実しています。このため、職員が、市職員としての誇りと働きがいを持ち、更なる組織の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
職員の対応に満足している市民の割合(%)	CI推進運動によるアンケート調査結果(窓口・電話対応、あいさつ、身だしなみ)で、90%以上の市民が満足している状態を目指します。	83.2% (H23年度)	90.0%
採用された職員提案数(件)	計画期間内における職員提案のうち、既に実施した業務改善で職員提案として認められたもの及び実施に向けて具体的に検討することを決定した提案の合計数です。	—	20件

市民に期待すること

- ・市民との協働に係る職員意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進していくに当たって、市の様々な分野の事業において、市民・事業者・NPO等により行政との協働を図る。

(3) 施策の方向性

- ・厳しい財政状況の中において、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員の資質や知識を更に高め、職員が持つ能力を最大限に発揮するための研修制度の充実に努めるとともに、市民との協働に向けたまちづくりを担う職員の育成を推進します。
- ・職員が培ってきた知識や経験等を発揮できるように、職員による業務改善を組織的に支援する職員提案制度の充実を図ります。
- ・また、市民サービスの維持・向上を図りつつ、柔軟で計画的な職員の採用と配置に取り組むとともに、職員の意欲や専門性に配慮した人事配置やジョブローテーション、人事評価制度の構築を図ります。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none">・市民との協働によるまちづくりを推進するための職員意識の高揚を図ります。・職員が、市民ニーズを的確に把握し、新たな行政課題の解決に繋げることができるよう、研修制度の充実を図ります。・職員の能力や実績を適正に評価して、人事や給与等の処遇に反映させる制度の充実を図ります。
○職員提案制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・職員の提案意欲や提案内容の精度を向上させるため、提案内容を業務に積極的に反映させられるように職員提案制度の充実を図ります。

3 継続的かつ安定的な市政運営

施策83 安定的な行政サービスの提供

(1) 現状と課題

窓口サービスについては、繁忙期（2月～5月）における混雑の解消と待ち時間の短縮を図るとともに、混雑状況を市民に情報提供する仕組みづくりを構築する必要があります。また、市民が夜間・休日に証明発行サービスを受けられるよう、自動交付機等の利用促進も求められています。

法務部門については、地方自治体への権限移譲が進められている中で、施策における政策法務の充実を図るため、法務部門の機能を強化するとともに職員の能力の向上に努める必要があります。

行政手続については、円滑な運用となるよう、行政内部での情報共有を一層進めていくことが課題です。

(2) めざす姿

市民が利用する窓口サービスが迅速に、かつ市民にとって分かりやすい形で提供されることで、市民の利便性が向上しています。また、行政内部の手続が法令に則って公正かつ円滑に進められ、行政サービスが安定的に提供されています。これらのことから、市民が市政に信頼を寄せ、行政サービスに満足しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
窓口での対応に満足している市民の割合(%)	CI推進運動におけるアンケート調査で把握している数値です。市民の窓口サービス満足度を高められるよう、混雑の解消や利便性の向上に努めます。	85.2% (H23年度)	90.0%
自動交付機利用率(%)	各種証明書発行における自動交付機の利用割合です。市民が夜間・休日においても証明発行サービスを受けられるよう、利用率の向上に努めます。	19.4% (H23年度)	25.0%

市民に期待すること

- ・窓口のサービスや行政内部の手續に対して、市民の視点での意見や提案を伝える。

(3) 施策の方向性

- ・窓口での待ち時間の短縮と混雑解消に向けて、定型的な窓口業務等について、民間活力を導入し、窓口事務の効率化を図ります。また、窓口等の混雑情報を携帯電話等で確認できる仕組みを研究します。
- ・職員の法務能力の向上のため、法務相談員による研修を実施します。
- ・行政内部の業務について、文書管理及び情報公開の効率化を目的として、システムの導入を研究します。
- ・市長をはじめとする理事者の顔が見える行政運営に対する市民の期待の高まりに応えられるよう、今後も市長・副市長の秘書業務を的確に進めます。
- ・選挙に関する業務として、開票作業に読取分類機を導入し、事務の効率化と迅速化を図ります。
- ・市民が安心して日々の暮らしを送ることができるように、日常生活の中で生じる様々な疑問や悩みごとの解決を手助けする相談事業を行います。
- ・窓口業務の適正化及び効率的なコンピュータシステムの導入等によりワンストップサービスの推進を図ります。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性 (H26～H29)
○利便性の高い窓口サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・窓口業務の効率化と利便性の向上及び安全性などの適正な管理を図るため、住民記録システムの構築を推進します。・窓口の混雑状況を携帯電話等から確認できるような仕組みを導入し、混雑解消に努めます。・夜間・休日における窓口サービスの向上を図るため、テレホンサービスの充実や自動交付機等の機能拡充に努めます。
○行政運営における法的支援	<ul style="list-style-type: none">・適切な行政サービスが提供されるよう、行政運営における法的な指導、助言等の支援を行います。
○行政運営を支える業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・行政運営を支える文書管理事務、議会との窓口となる事務、庁内内部管理事務等を効率的かつ効果的に行います。・社会の情報基盤である統計調査を円滑に実施できるよう努めます。また、統計情報を行政運営に活用するため、整理提供に努めます。
○的確な秘書業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・円滑な市政運営のため、引き続き市長・副市長の秘書業務を的確かつ迅速に進めます。
○適正な選挙の執行管理	<ul style="list-style-type: none">・適正な選挙の執行管理に努めます。・正確かつ迅速な開票へ向け、開票作業の効率化に努めます。・有権者の政治・選挙に対する意識向上に向け、効果的な啓発に努めます。
○日常生活における悩み等への相談	<ul style="list-style-type: none">・市民からの要望を踏まえ、法律相談、税務相談、登記相談などの専門相談を行います。

3 継続的かつ安定的な市政運営

施策84 情報通信技術の活用

(1) 現状と課題

電子申請や電子調達などの手続きがインターネット経由で行うことができるように整備してきましたが、電子自治体を構築することにより利便性は高まる反面、運用コストが増加することがあるため、費用対効果を考慮した計画的な導入が求められています。

情報セキュリティに関しては細心の注意を払いながら情報資産の管理を行っていますが、新たな脅威や情報漏えいに対処する環境整備を行うとともに、職員一人ひとりの意識啓発など情報セキュリティ対策を徹底させ浸透させる必要があります。

(2) めざす姿

市の電子自治体化が進むとともに、住民情報などのシステムの刷新により、市の事務作業が効率化、迅速化され、市民はいつでも、どこでも、誰でも行政サービス等を快適に利用しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
インターネットなどで申請や届出ができる手続きの種類(種類)	東京電子自治体共同運営の電子申請・調達サービスや市のホームページから申請や届出ができる手続きの指標とし、順次拡大を図ります。	19種類 (H23年度)	24種類
基幹システムの整備事業の進捗率(%)	現行の基幹システムの見直し、再構築の進捗状況を指標とし、見直し、再構築の完了を目指します。	30.0% (H23年度)	100.0%
情報セキュリティ監査実施率(%)	庁内を対象とする情報セキュリティ内部、外部監査の実施率です。全ての課において実施している現状を維持します。	100.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・電子申請の種類を拡充を受け、電子申請・電子調達を積極的に利用する。

(3) 施策の方向性

- ・電子申請の種類を拡充します。
- ・情報システムの最適化を行い、事務の効率化に努め、市民サービスの向上に努めます。
- ・様々な脅威に対応できるように機器の整備や職員への意識啓発に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○電子自治体サービスの提供	・ICT 技術を活用し、電子申請等の拡充など、安全で質の高い市民サービスの提供に努めます。
○情報セキュリティ対策の徹底	・情報セキュリティ研修や情報セキュリティ内部監査・外部監査などの実施により、情報の慎重かつ適切な管理の徹底に努めます。 ・外部からの攻撃などの脅威に対し環境整備を行います。
○情報システムの安全で効率的な運用	・庁内情報システムの安定的かつ安全な運用に努めます。 ・情報システムの効率的な運用、コストの削減を図るため、情報システムの最適化に努めます。

4 健全財政による持続可能な市政運営

施策85 持続可能な財政運営

(1) 現状と課題

世界経済は欧州債務危機の長期化に加え、中国をはじめとする新興国も成長が減速してきており、また、国内経済も長引くデフレや輸出の鈍化等の影響など厳しい状況にある中、市財政においても市税などの歳入が減少し、多額の財源不足が生じ、基金と市債で財源を補填している状況にあります。また、平成22年度決算値で90.5%となり、目標としていた80%台を超えた経常収支比率は、平成23年度決算値では89.8%となりましたが、財政の硬直化は依然として改善していません。今後も歳入の減少が見込まれる中、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や改築等に対応する必要があります。

このため、行財政改革を推進し、歳入の確保や事務事業の見直しによる歳出削減により歳入に見合った歳出となる財政構造を確立する必要があります。

(2) めざす姿

行政サービスを安定して提供できるよう、将来に負担を先送りすることなく、歳出の適正化を図るとともに、事業実施のための財源を安定的に確保し、健全な財政運営に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
経常収支比率(%)	経常一般財源の総額に対する経常経費に充当された一般財源の割合です。この数値が高いと財政が硬直化していることを示します。一般に70%~80%台が適正とされています。	89.8% (H23年度決算)	80%台を維持
実質公債費比率(%)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。18%以上で地方債発行に許可が必要になり、25%以上で独自事業の起債が制限されます。	7.1% (H23年度決算)	10%以下
市税収納率(%)	市税(現年課税分)調定額に対する収入額の割合です。	98.5% (H23年度)	99.1%

市民に期待すること

- ・市民一人ひとりが税金の使われ方や市の財政状況について関心と正しい理解を持ち、常にチェックする。
- ・税の適正な申告・届出と期限内の納税に努める。

(3) 施策の方向性

- ・将来にわたり安定して行政サービスを提供するため、財政の健全化に着実かつ積極的に取り組みます。
- ・事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用などにより行財政改革を推進します。
- ・市税など適正な課税と収納率の向上、受益者負担の適正化、新たな自主財源の確保などを図り、歳入の安定確保に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性 (H26~H29)
○健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none">・適正な予算執行に努めます。・財政状況のよりわかりやすい説明、情報公開に努めます。・限られた財源を効率的・効果的に配分した予算編成に努めます。・基金の計画的な運用に努めます。・計画的な地方債の借入と償還に努めます。
○競走事業の持続的な収益の確保	<ul style="list-style-type: none">・魅力的なボートレースやイベントを開催するなどサービスを充実し、集客の向上に努めます。・宣伝広告やホームページを充実するとともに場間場外発売を推進するなど、売上の向上に努めます。
○公平かつ適正な課税事務	<ul style="list-style-type: none">・市税の公平かつ適正な課税に努めます。
○市民の状況に応じた適切で公平な収納	<ul style="list-style-type: none">・口座振替等により期限内納付を推進し、収納率の向上に努めます。・積極的な滞納整理を実施し、滞納額を減らすように努めます。
○出納業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・公金の安全な管理と効率的な運用に努めます。・効率的かつ適正な支払事務の徹底に努めます。・わかりやすい決算書の調製に努めます。
○効率的で公正な入札・契約事務の執行	<ul style="list-style-type: none">・電子による入札会と発注図書等の電子媒体による提供をすすめ、コスト縮減や事務の迅速化等効率的な事務執行に努めます。・入札・契約に係る情報を適切に公表することにより、公平な競争機会の提供と不正行為の排除を徹底し、契約事務の公正性・透明性の確保に努めます。
○監査事務の充実	<ul style="list-style-type: none">・監査に関する知識の習得により、監査技術の向上に努めます。・監査基準の見直しや組織体制の充実を図り、監査サイクルの短縮化に努めます。・監査結果等の情報を市民にわかりやすく提供することに努めます。
○行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用を図るなど、行財政改革を推進します。・行財政改革推進プランの進捗状況を毎年度把握し、取組の成果について検証し改善するよう努めます。
○積極的な歳入の確保	<ul style="list-style-type: none">・自主財源の確保に向けてさらなる検討を進め、広告媒体への有料広告の掲載を拡大するなど、積極的な歳入確保に努めます。・各種サービスを利用する際の手数料や施設使用料などについて、コスト計算に基づいて設定している基準の見直しなども視野に入れ、受益者負担の適正化に努めます。